

三郷市障がい者計画

第5期三郷市障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

三郷市

ご挨拶

本市では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とする「三郷市障がい者計画・第4期三郷市障がい福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野にわたり諸施策の推進に取り組んでまいりました。



こうした中、平成28年4月1日に障害者差別解消法、平成30年4月1日に障害者雇用促進法の合理的配慮に関する規定が施行されるなど、障がいのある人の日常生活、社会生活に関する環境の整備が進められました。本市におきましても、平成29年4月1日に三郷市こころつながる手話言語条例を施行し、市民がそれぞれの言語、それぞれの人格・個性を尊重し合う社会を目指していくという、考えを示したところでございます。

また、平成30年4月1日の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、新たに自立生活援助、就労定着支援などのサービスが創設されました。

障がい福祉施策のさらなる推進が今後も求められることから、「共に生きる、地域が支える、共につくる」という理念を基に、このたび「三郷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画」を策定しました。この計画は、障がい者差別の解消に向けた啓発活動、雇用・就労への支援を始めとする自立と社会参加の支援体制づくり、障がい特性に配慮した情報提供、手話が使用しやすい環境の整備などの地域生活の支援基盤づくりを基本目標としております。

これからも、障がい者福祉施策の推進をはじめ、生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

三郷市長 木津雅晟

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象と範囲	6
5 計画策定までの流れ	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
1 障がい者数等の推移	8
2 実態調査の結果	13
3 ヒアリング調査の結果	28
4 施策の実施状況	30
5 取り組むべき主な課題	35
第3章 計画の理念と目標	38
1 計画の理念	38
2 計画の目標	39
3 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 自立と社会参加の支援体制づくり	41
基本目標2 地域生活の支援基盤づくり	46
基本目標3 障がい児支援の体制づくり	54
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	57
第5章 障害福祉サービスの推進（第5期障がい福祉計画対象事業）	61
1 障害福祉サービスの見込み量と確保策	61
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	71
3 平成32年度の目標値	78
第6章 計画の推進に向けて	82
1 計画の推進のために	82
2 計画の点検と評価	83

資料編	84
1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会会員名簿	84
2 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿	85
3 庁内検討組織	86
4 策定経過	87
5 市内の心身障がい児（者）のための施設一覧	88



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

三郷市では、市の最上位計画である「第4次三郷市総合計画」において、まちづくり方針に「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を位置づけ、障がい者福祉施策の充実に取り組んでいます。

障がい者福祉の個別計画としては、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体的に推進するため、平成27年度から平成29年度までを計画期間とした「三郷市障がい者計画 第4期三郷市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

近年、国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正、「障害者権利条約」の批准など、障がい者福祉を取り巻く環境に大きな改革がなされています。

このたび、「三郷市障がい者計画 第4期三郷市障がい福祉計画」が計画の最終年度となりました。市ではこの機会を捉え、国・県などの動向や各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、新たに「三郷市障がい者計画 第5期三郷市障がい福祉計画」を策定します。

障がい者施策をめぐる近年の動き

■ 「発達障害者支援法」の施行 ■

平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されています。発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障がいを早期に発見し発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障がい児への学校教育における支援及び発達障がい者の就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者等も含まれることも定められました。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮に関する規定は平成30年4月1日から）。

■ 「障害者差別解消法」の改正 ■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「第4次障害者基本計画」の策定 ■

国が平成25年9月に平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、第3次障害者基本計画」を策定。平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とし第4次障害者基本計画を策定しています。第4次障害者基本計画では国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、2020年東京パラリンピックの開催決定を踏まえ、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の基本原則を実施するとともに、施策分野として「行政サービス等における配慮」が新設されています。また「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」が新設され、「安全・安心」から「防災・防犯等の推進」が独立し、「教育、文化芸術活動・スポーツ等」が「教育の振興」と「文化芸術活動・スポーツ等の振興」に分けられました。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁止、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障がい児者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

この計画は、「三郷市総合計画」の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画である「三郷市地域福祉計画」、「三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「みさとこどもにこここプラン」、「三郷市健康増進・食育推進計画」などと相互に連携し、整合を図ります。また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえたものとしします。

三郷市障がい者計画

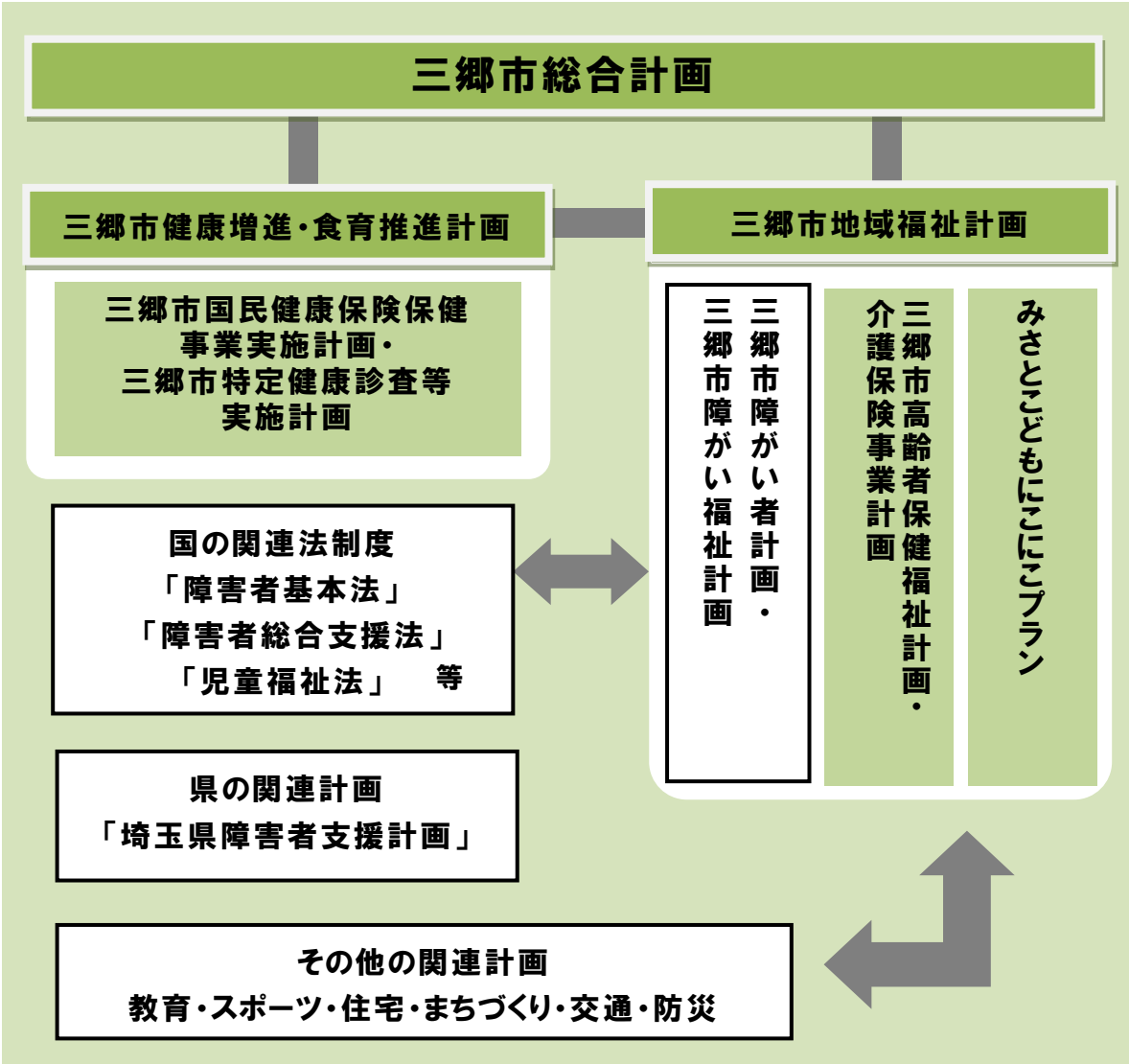
- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障がい者計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

三郷市障がい福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

三郷市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。



3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

※発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

※難病

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法では「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

※高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態を意味します。身体的な障がいがない(もしくは軽い)にも関わらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいを持ち、日常の生活や社会での生活にうまく適応できないケースがあることから、近年、診断やリハビリテーション、生活支援などの充実が課題となっています。

なお、高次脳機能障がい者の方は器質性精神障害者として、『精神障害者保健福祉手帳』及び『自立支援医療(精神通院医療)』等の制度を利用することができます。



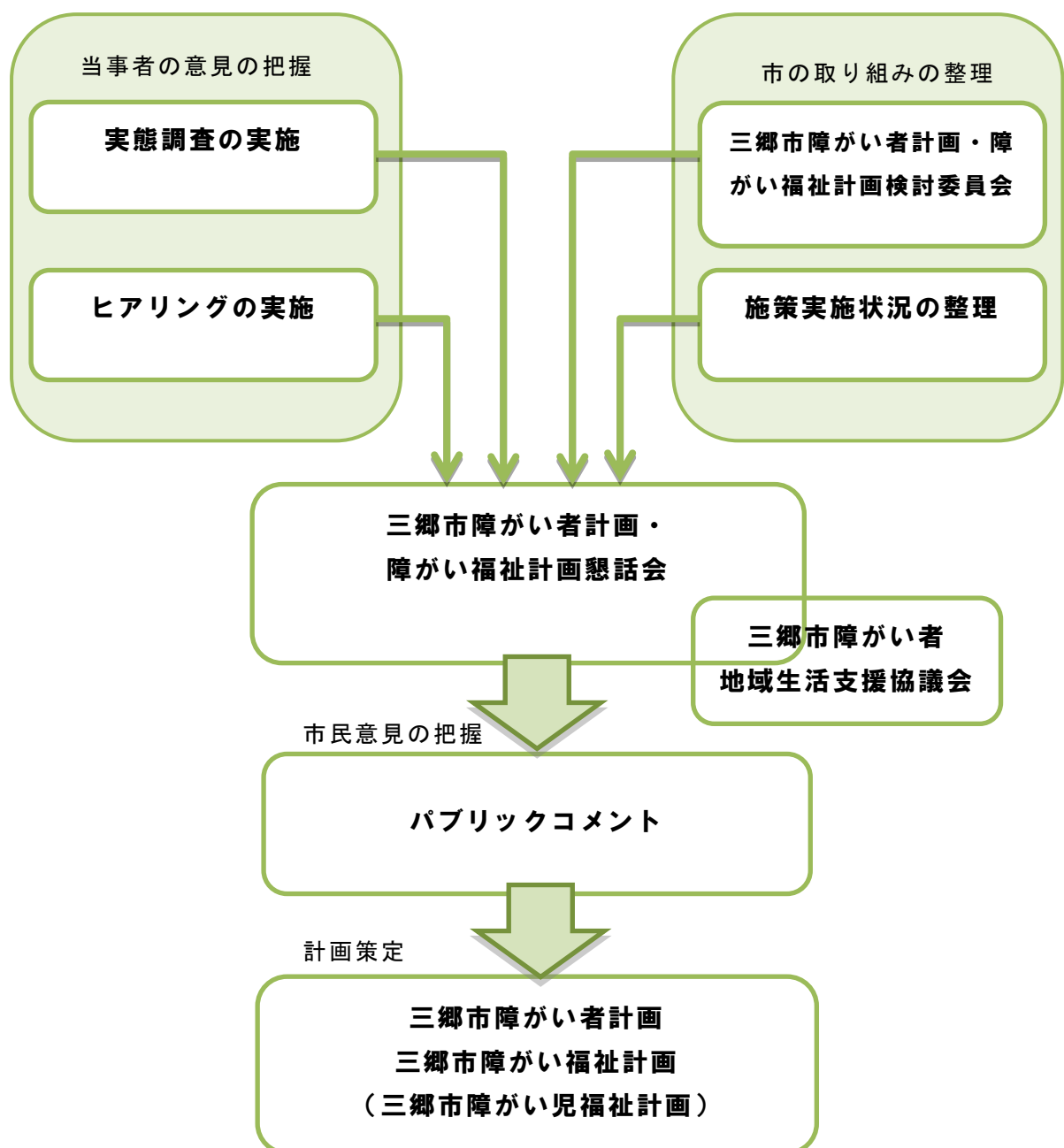
5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査やヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

実態調査結果や市の施策の実施状況等を基に、市の障がい者施策の推進について広く意見を求める場として「三郷市障がい者計画・障がい福祉計画策定懇話会」を設置し、今後の課題や取り組みの方向性についての意見をいただきました。

また、計画策定の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を参考にして策定されています。

《計画策定までの流れ》



第2章 障がい者を取り巻く状況

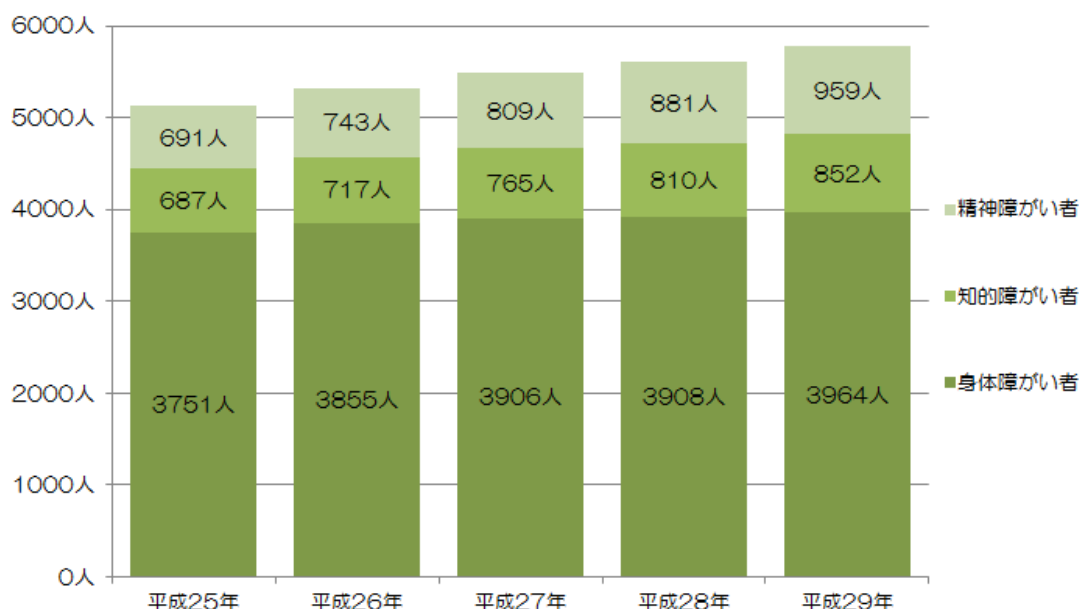
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数（手帳所持者数）

市の障害者手帳所持者数（平成29年4月1日現在）は全体で5,775人、その内訳は身体障がい者が3,964人、知的障がい者が852人、精神障がい者が959人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.84%、知的障がい者は0.61%、精神障がい者は0.69%となっています。各障がい者ともに年々増加する傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の推移



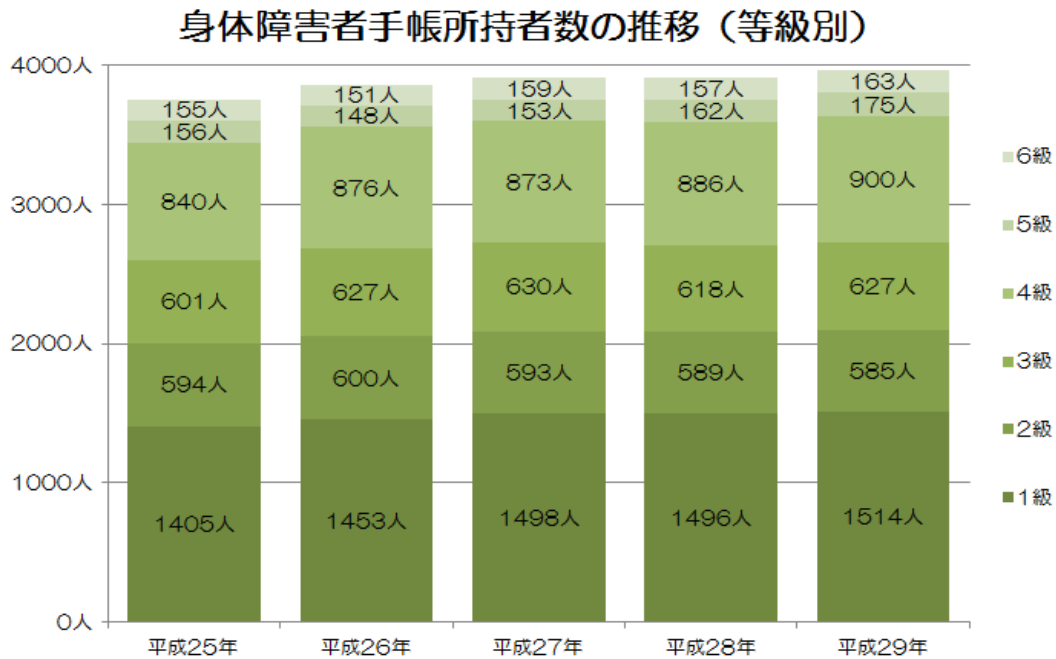
(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳所持者数	3,751	3,855	3,906	3,908	3,964
総人口比	2.79%	2.84%	2.85%	2.83%	2.84%
療育手帳所持者数	687	717	765	810	852
総人口比	0.51%	0.53%	0.56%	0.59%	0.61%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	691	743	809	881	959
総人口比	0.51%	0.55%	0.59%	0.64%	0.69%
合計	5,129	5,315	5,480	5,599	5,775
総人口	134,515	135,856	136,876	137,878	139,413
対総人口比	3.81%	3.91%	4.0%	4.06%	4.14%

※各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい者

身体障がい者についてみると、平成29年4月1日現在の手帳所持者は3,964人となっています。障がいの程度別の状況は、1級が1,514人（全体の38.2%）で最も多く、次いで4級が900人（同22.7%）となっています。



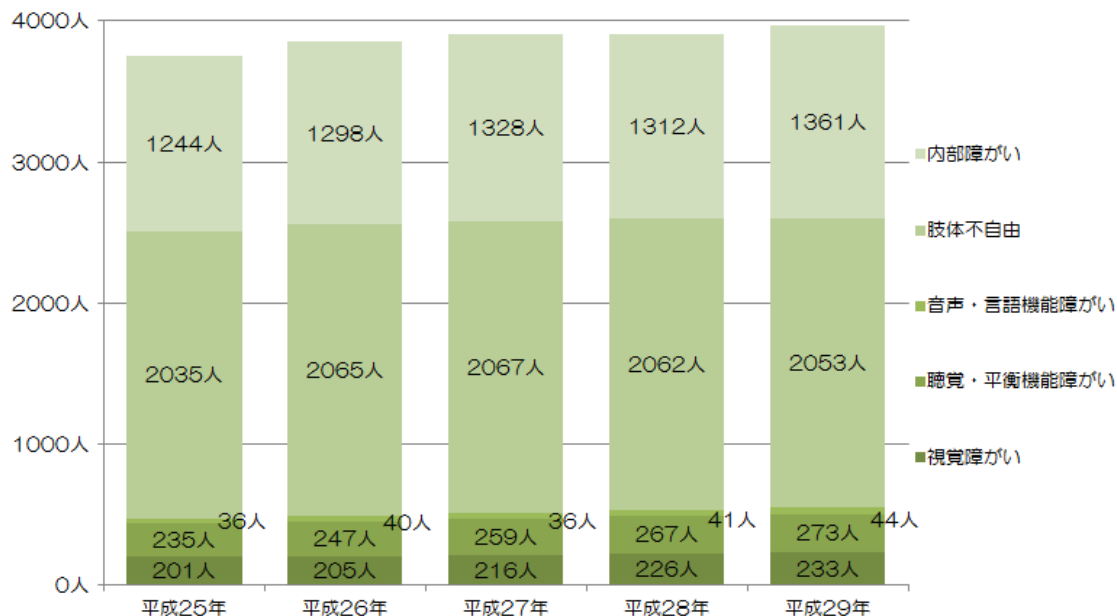
（単位：人）

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	1,405 37.5%	1,453 37.7%	1,498 38.4%	1,496 38.3%	1,514 38.2%
2 級	594 15.8%	600 15.6%	593 15.2%	589 15.1%	585 14.8%
3 級	601 16.0%	627 16.3%	630 16.1%	618 15.8%	627 15.8%
4 級	840 22.4%	876 22.7%	873 22.4%	886 22.7%	900 22.7%
5 級	156 4.2%	148 3.8%	153 3.9%	162 4.2%	175 4.4%
6 級	155 4.1%	151 3.9%	159 4.1%	157 4.0%	163 4.1%
合計	3,751	3,855	3,906	3,908	3,964

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 2,053 人（同 51.8%）を占め、次いで内部障がい 1,361 人（同 34.3%）、聴覚・平衡機能障がい 273 人（6.9%）、視覚障がい 233 人（同 5.9%）、音声・言語機能障がい 44 人（1.0%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人）

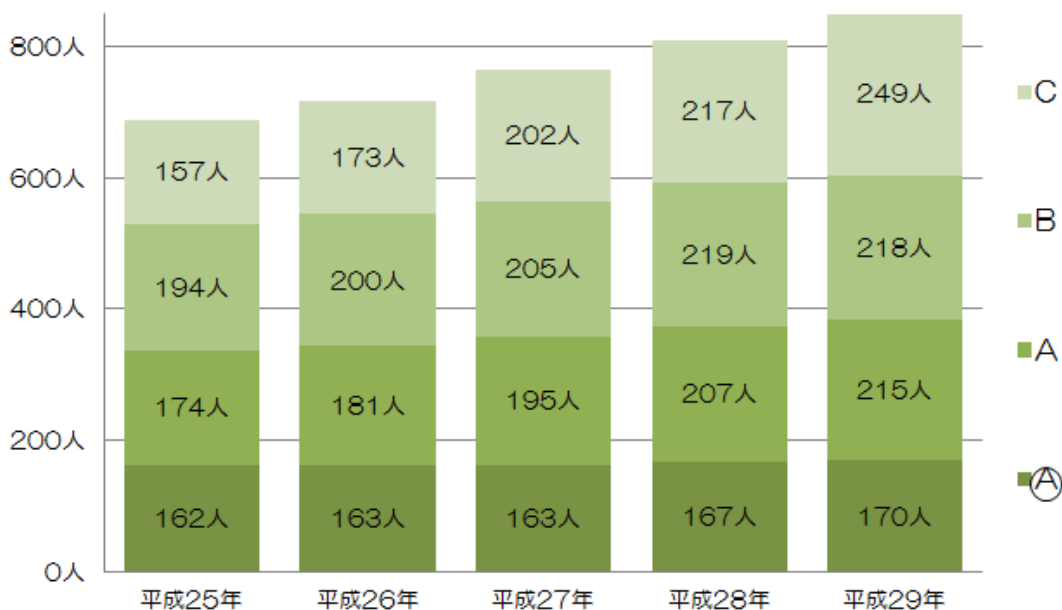
区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	201 5.4%	205 5.3%	216 5.5%	226 5.8%	233 5.9%
聴覚・平衡機能障がい	235 6.3%	247 6.4%	259 6.6%	267 6.8%	273 6.9%
音声・言語機能障がい	36 1.0%	40 1.0%	36 1.0%	41 1.0%	44 1.1%
肢体不自由	2,035 54.3%	2,065 53.6%	2,067 52.9%	2,062 52.8%	2,053 51.8%
内部障がい	1,244 33.2%	1,298 33.7%	1,328 34.0%	1,312 33.6%	1,361 34.3%
合計	3,751	3,855	3,906	3,908	3,964

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 29 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 852 人となっています。手帳の等級別では、㊤が 170 人(全体の 20.0%)、A が 215 人(同 25.2%)、B が 218 人(同 25.6%)、C が 197 人(同 29.2%) となっています。平成 26 年と比較するとCの占める割合が多くなっています。

療育手帳所持者数の推移 (等級別)



(単位：人)

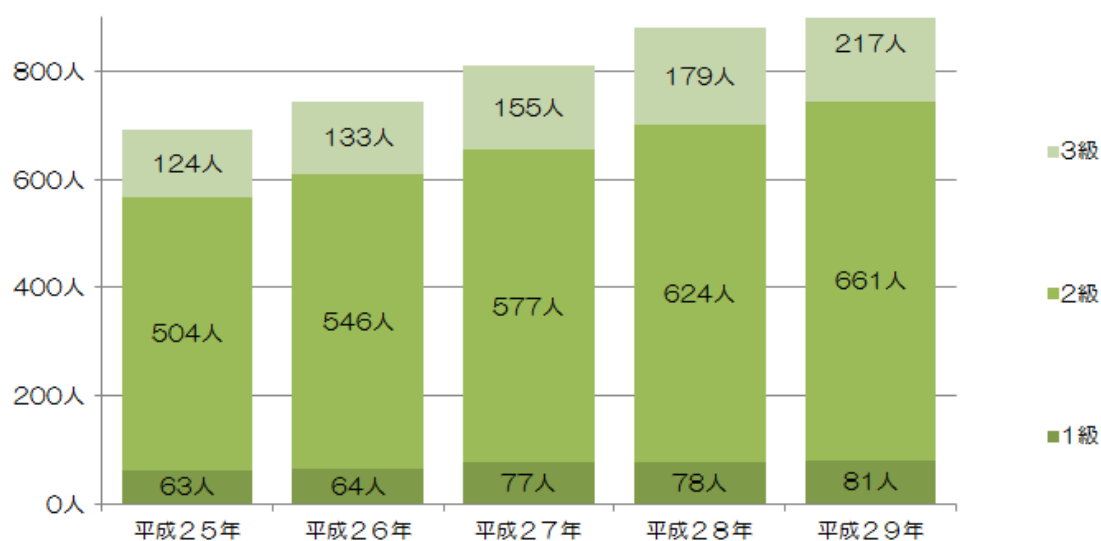
区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
㊤	162 23.6%	163 22.7%	163 21.3%	167 26.8%	170 20.0%
A	174 25.3%	181 25.2%	195 25.5%	207 27.0%	215 25.2%
B	194 28.2%	200 27.9%	205 26.8%	219 25.6%	218 25.6%
C	157 22.9%	173 24.1%	202 26.4%	217 20.6%	249 29.2%
合計	687	717	765	810	852

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は959人となっています。手帳の等級別では、2級が661人(全体の68.9%)で最も多く、3級が217人(同22.6%)、1級が81人(同8.4%)となっています。平成26年と比較すると2級の占める割合が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	63 9.1%	64 8.6%	77 9.5%	78 8.9%	81 8.4%
2級	504 72.9%	546 73.5%	577 71.3%	624 70.8%	661 68.9%
3級	124 17.9%	133 17.9%	155 19.2%	179 20.3%	217 22.6%
合計	691	743	809	881	959
医療費負担利用者	1,598	1,639	1,721	1,826	1,956

※各年3月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

※自立支援医療（精神通院医療）とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三郷市 障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：平成29年7月現在三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：平成29年8月1日（火）～8月25日（金）

発送数：5,308票

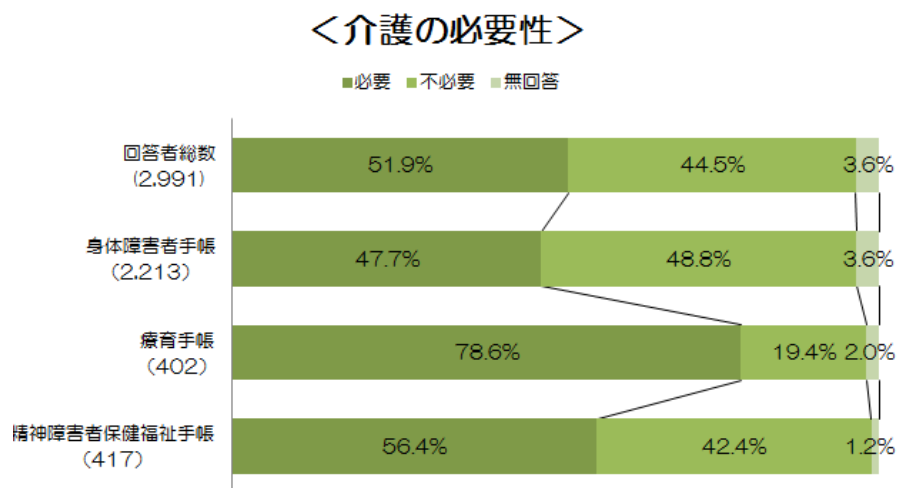
回収結果：有効回収数2,991票、有効回収率56.3%

(1) 本人について

○年齢は、身体障がいでは65歳以上が7割を占め、知的障がいでは6歳から49歳、精神障がいでは30歳から64歳にかけて多くなっています。

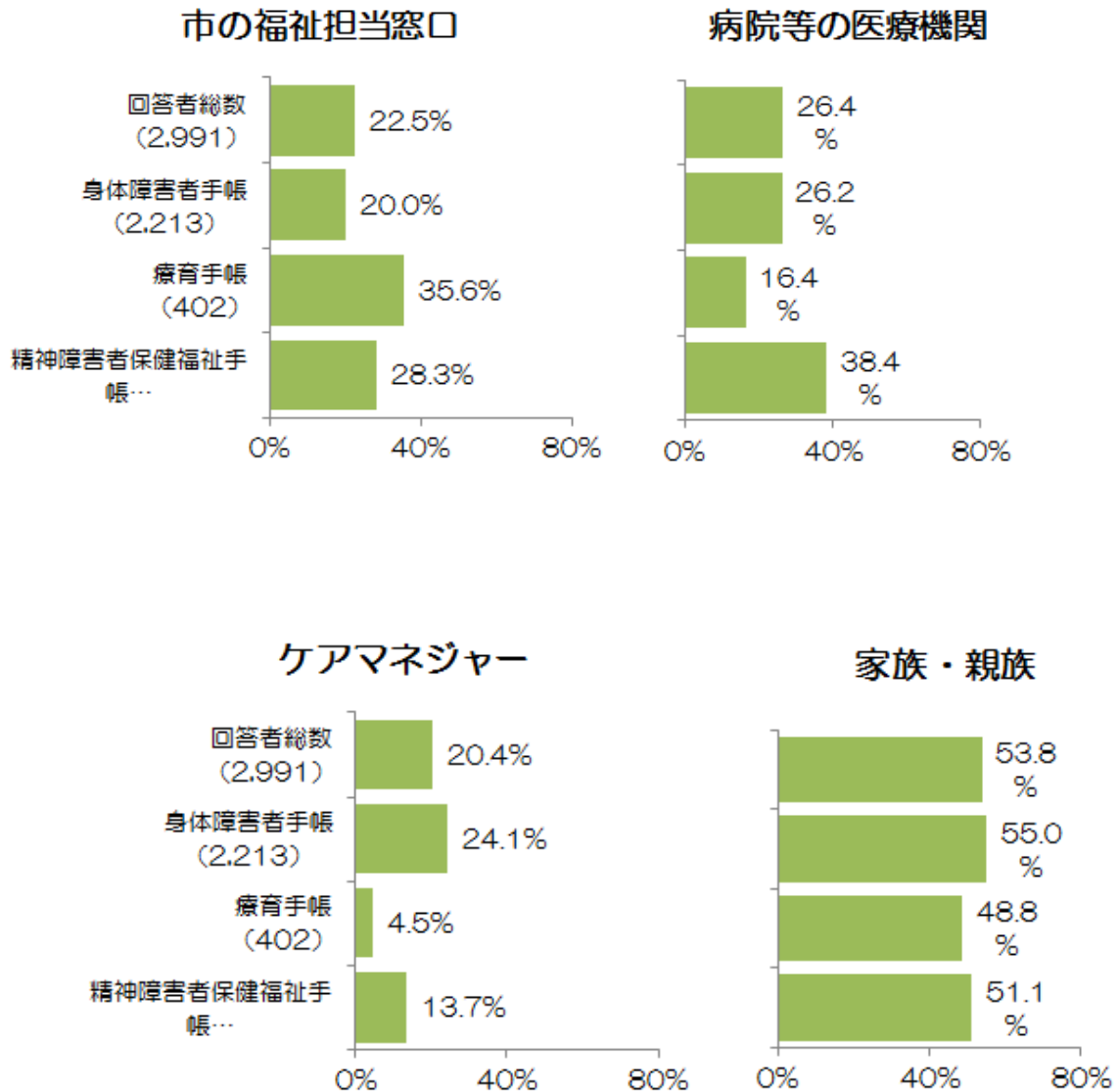
	回答者 総数	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 18歳	19～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上
回答者総数	2991	1.2	2.0	2.2	4.3	6.5	11.5	15.4	25.3	30.4
身体障害者手帳所持	2213	0.5	0.7	0.4	1.5	2.8	6.4	16.0	31.6	39.2
療育手帳所持	402	7.2	11.2	13.7	17.7	19.7	21.6	5.5	2.2	0.5
精神障害者保健福祉手帳所持	417	0.0	1.0	1.7	8.2	17.3	31.2	24.0	11.8	4.8

○普段の生活の中で、何らかの介助や支援を必要とする割合は知的障がいでは7割を超え、精神障がいでは56.4%、身体障がいでは47.7%となっています。



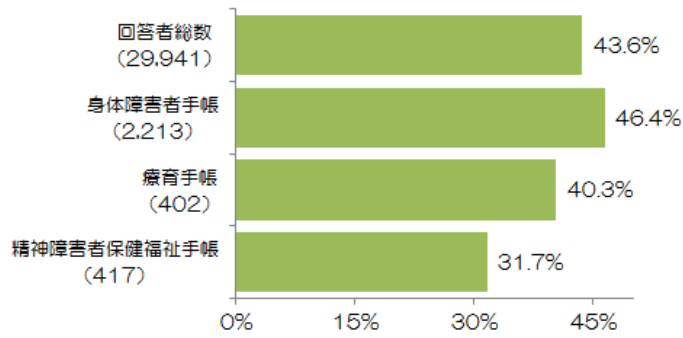
(2) 相談や情報入手について

○困ったときや、相談したいことがあったときの相談先は、いずれの障がい区分でも「家族・親族」が4割以上となっています。

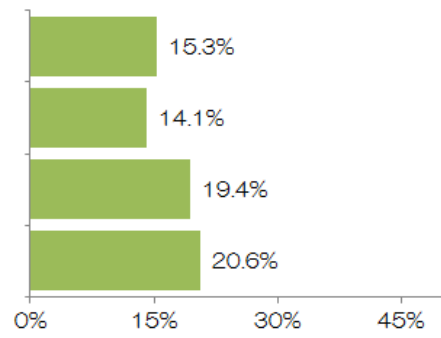


○市の生活支援に関するサービスの情報の入手は、身体障がい・知的障がいでは「市の広報誌」が4割以上と多く、さらに、身体障がいでは「病院などの医療機関」「ケアマネジャー」、知的障がいでは「友人・仲間・近所の人」といった人を介しての入手が比較的多くみられます。また、精神障がいでは「市の広報誌」「病院などの医療機関」が多くなっています。

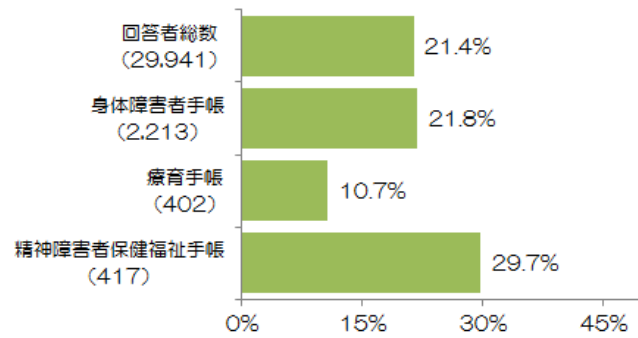
広報みさと



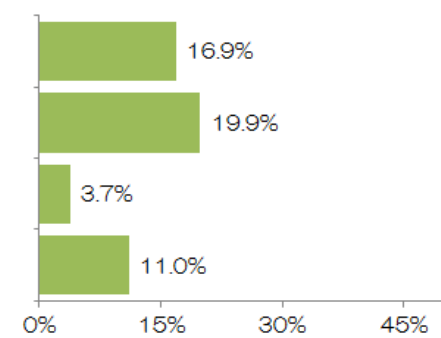
市役所の窓口



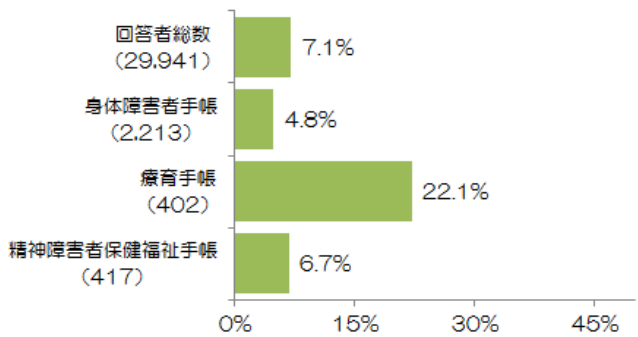
病院などの医療機関



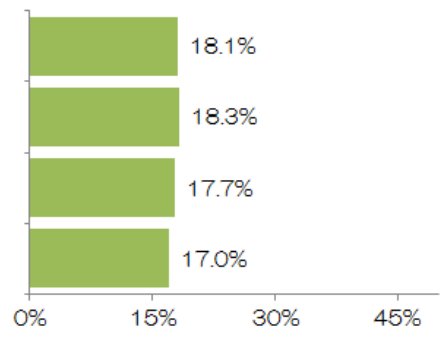
ケアマネジャー



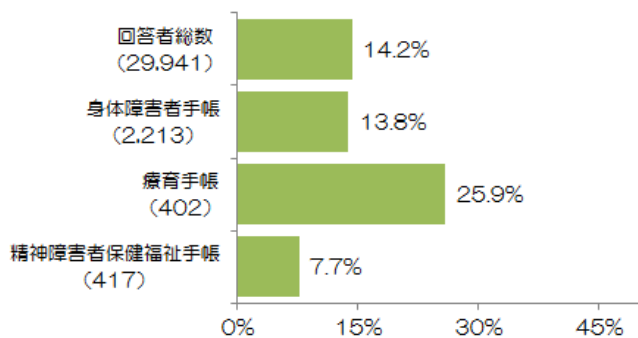
施設や作業所の職員・スタッフ



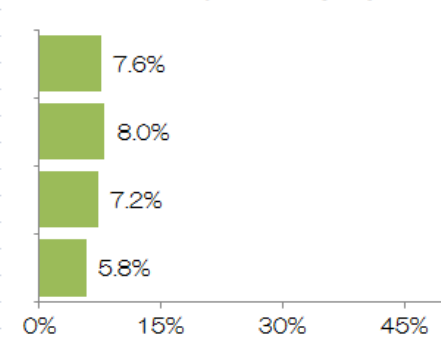
家族・親族



友人・仲間・近所の人

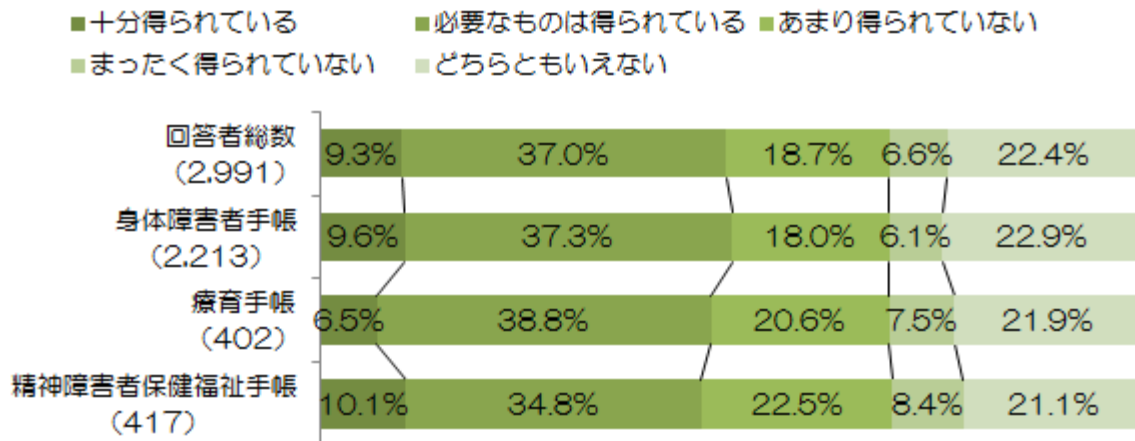


マスメディア (新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど)



〇市の生活支援に関するサービスの情報が《得られている》（「十分得られている」と「必要なものは得られている」の計）は、身体障がい者が46.9%、知的障がい者が45.3%、精神障がい者が44.9%となっており、障がいの区分に問わず、4割以上が《得られている》と回答しています。一方、《得られていない》（「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」の計）は精神障がい（30.9%）で3割台となっています。

〈市のサービス情報の充足度〉

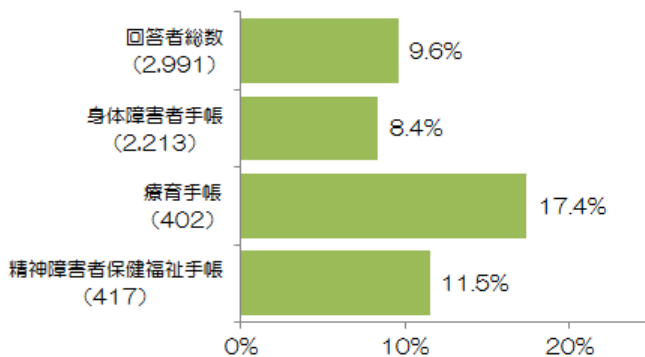


(3) 保健・医療について

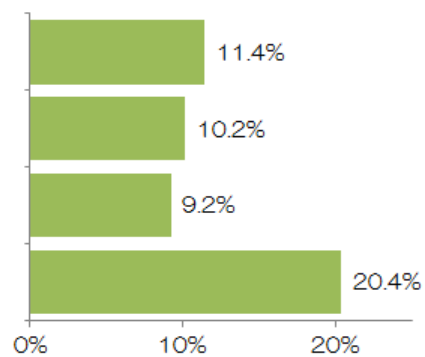
○医療の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたり困ることは、いずれの障がい区分でも「特にない」が最も多くなっています。困ることの中では、身体障がい、精神障がいでは「医療費の負担が大きい」「交通費の負担が大きい」が1割を超えており、また、知的障がい、精神障がいは「夜間や休日に対応してくれる所がない」「医療機関に関する情報が少ない」が1割を超えています。その他に、知的障がいでは「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が他の障がい区分より多くなっています。

<医療機関受診の際に困ること>

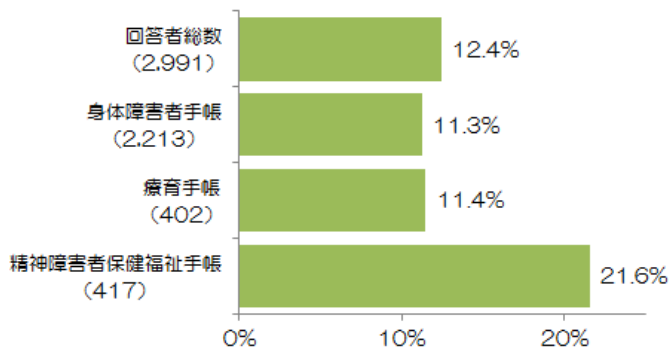
専門的な治療を行う医療機関が身近にない



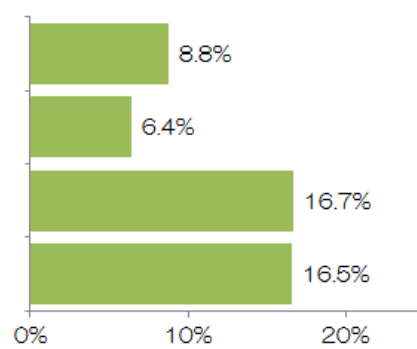
医療費の負担が大きい



交通費の負担が大きい



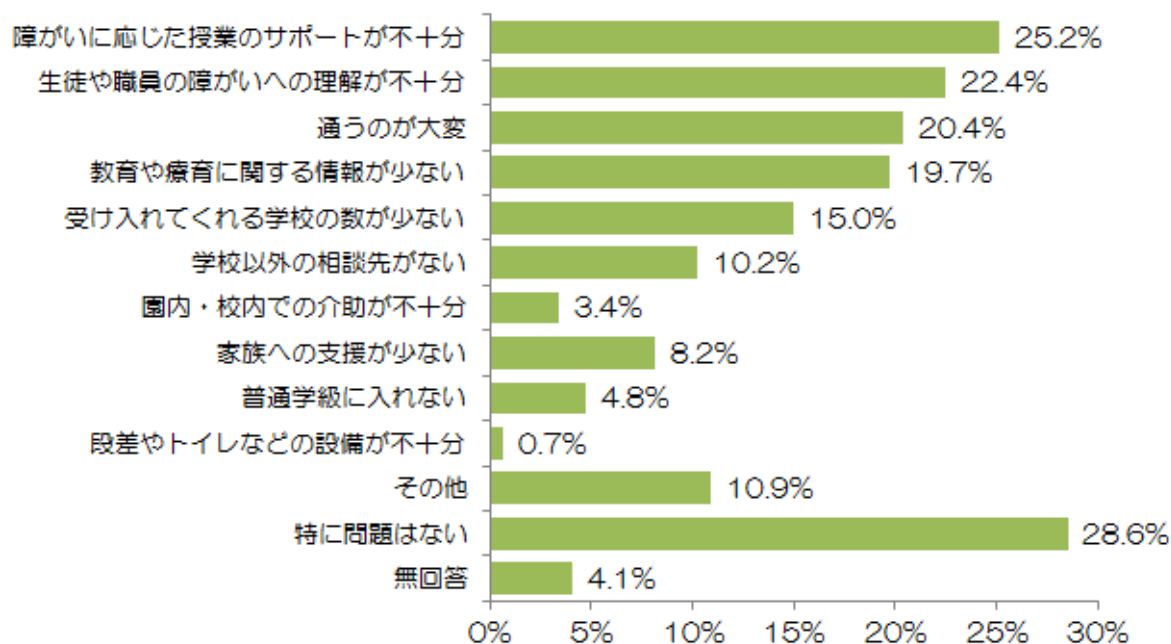
医療機関に関する情報が少ない



(4) 通園・通学について

○通園・通学する上で困っていることでは、「通うのが大変」が身体障がい者で3割以上、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」「生徒や職員の障がいへの理解が不十分」が知的障がい、精神障がい者で回答が多く、障がい区分に関係なく「教育や療育に関する情報が少ない」という回答も多くなっています。

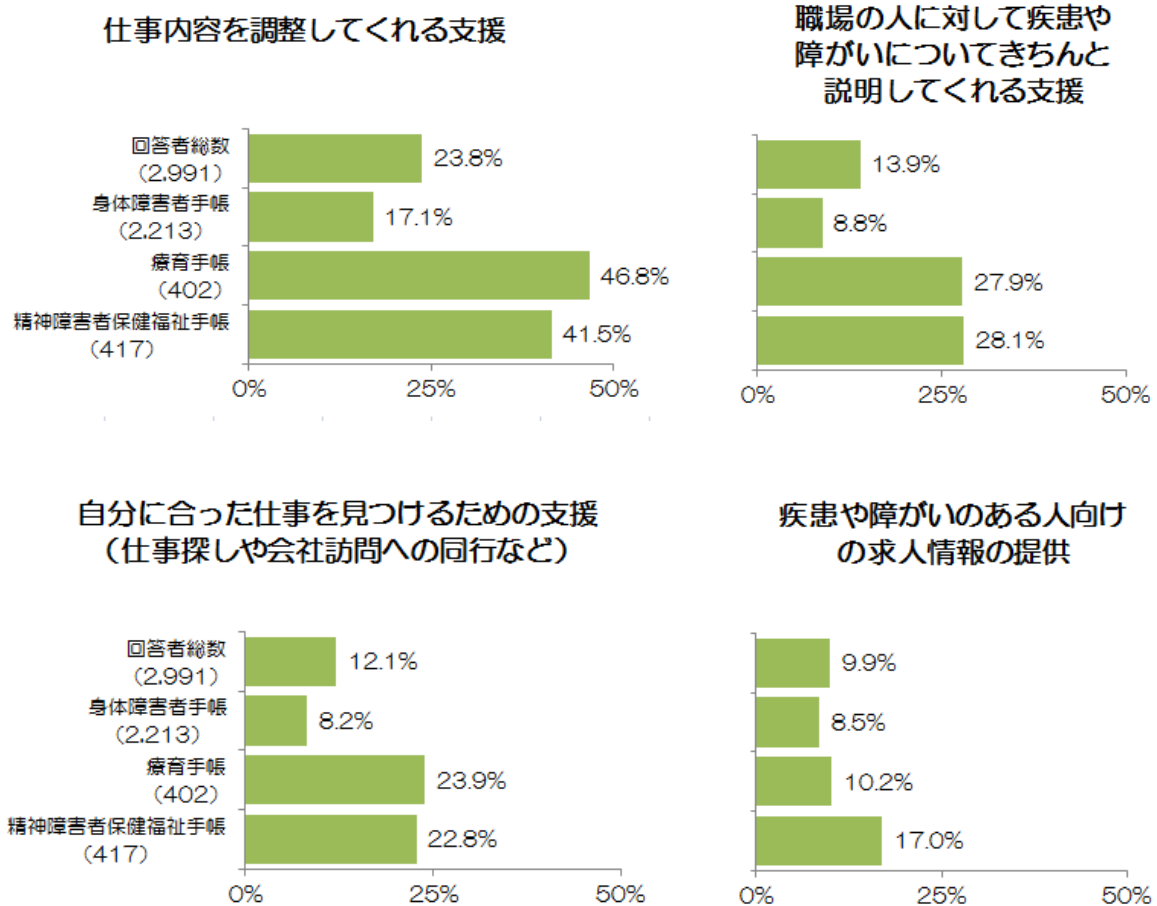
<通園・通学する上で困っていること>



(5) 就労について

○働く際にあるとよい支援は、「仕事内容を調整してくれる」が多くなっています。また、「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」、「自分に合った仕事を見つける支援」なども比較的多くなっています。知的障がいでは、「就労先に出向いて来て、直接、作業のやり方について指導をしてくれる支援」が他の障がい区分に比べ多くなっています。

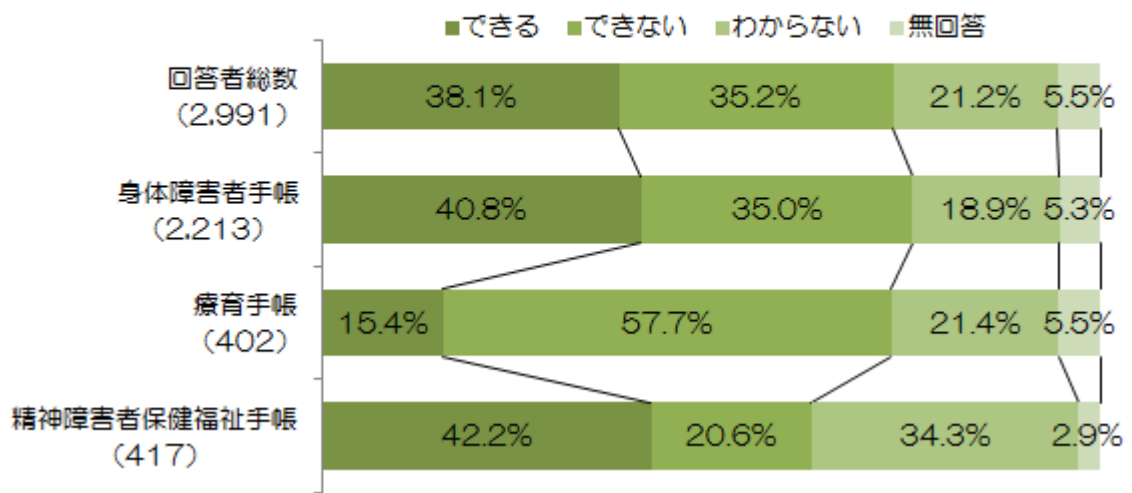
<働く際に必要な支援>



(6) 災害時の対応について

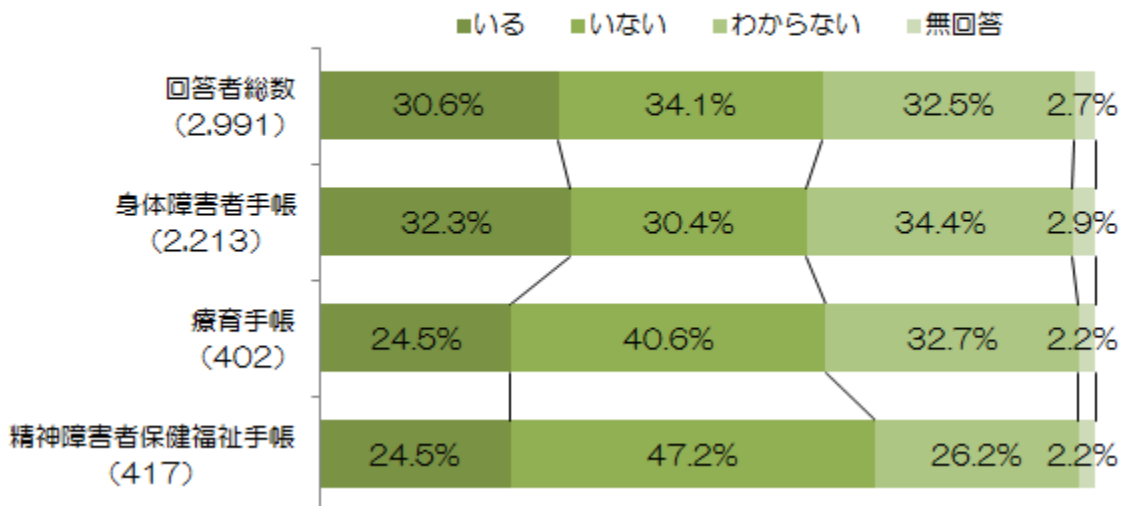
○家族の不在又は一人暮らしの場合で、災害時に1人で避難「できる」と身体障がい者で40.8%回答している反面、知的障がい、精神障がいでは「できない」「わからない」を合わせた回答が、半数を超えていました。

<災害時の一人での避難>



○一人で避難が「できない」「わからない」と回答した人のうち、災害時にご本人を助けてくれる人が近所に「いる」とした人は3割であり、6割以上の方が「いない」「わからない」と多くなっています。

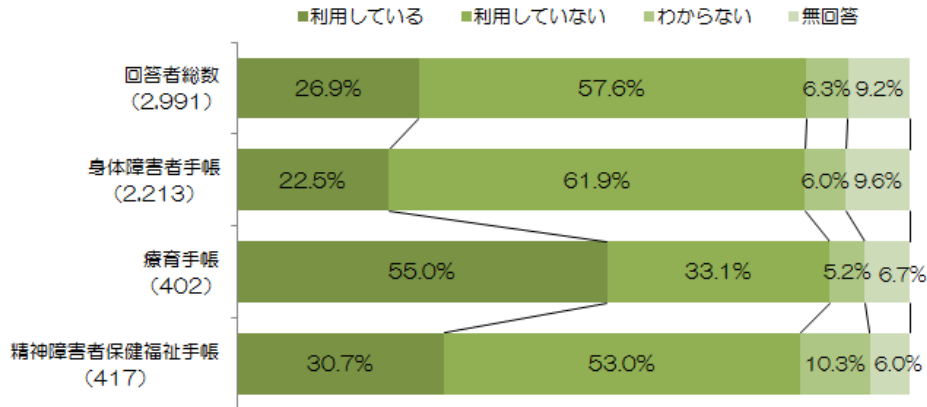
<災害時の避難支援者の有無>



(7) サービスの利用等について

○障害福祉サービスを「利用している」は知的障がいでは5割以上となっていますが、精神障がい（30.7%）と身体障がい（22.5%）では「利用していない」を下回っています。

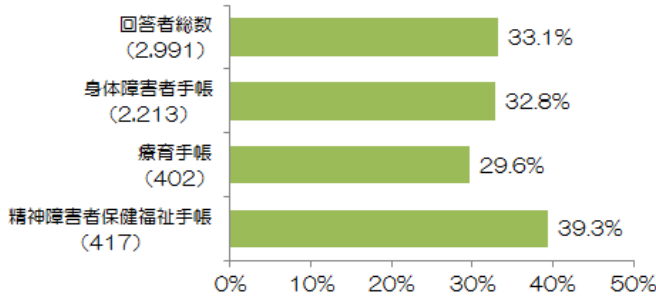
＜障害福祉サービスの利用状況＞



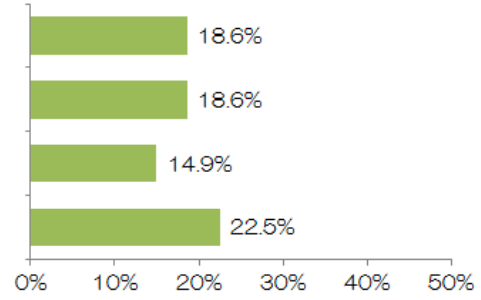
○障害福祉サービスの利用の際に困ったり、不便だと思うことは、いずれの障がい区分でも「何が利用できるのかわからない」という声が比較的多く、また知的障がいでは「サービスを利用するための手続きが大変」、精神障がいでは「サービスの利用方法がわからない」という声が、他の障がい区分より多くあげられています。

＜サービスを利用する際に不便なこと＞

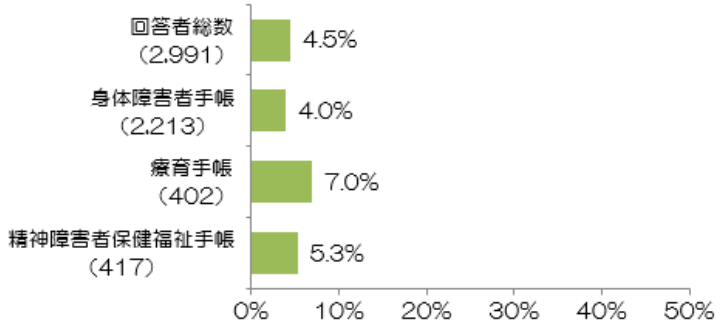
何が利用できるのかわからない



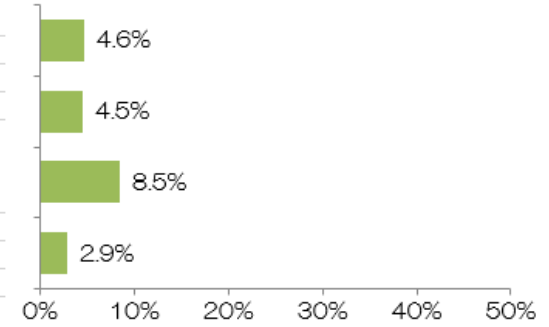
サービスの利用方法がわからない



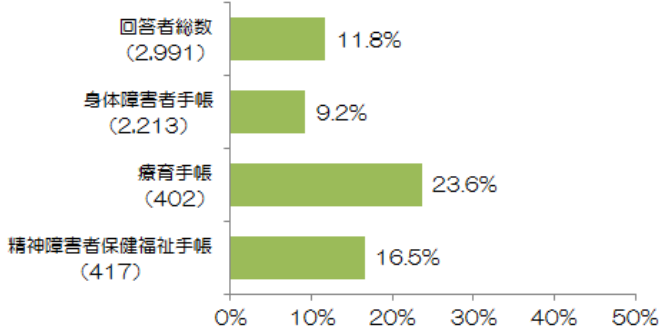
利用したいサービスがない



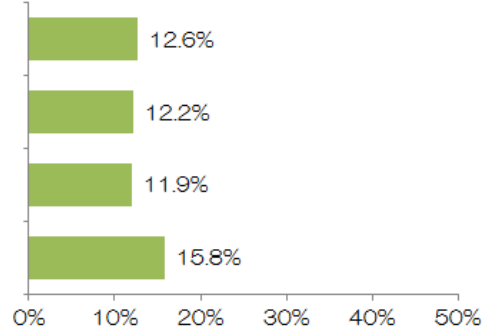
利用できる回数や日数が少ない



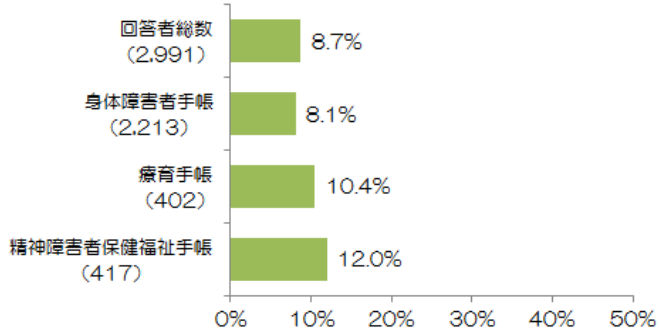
サービスを利用するための手続きが大変



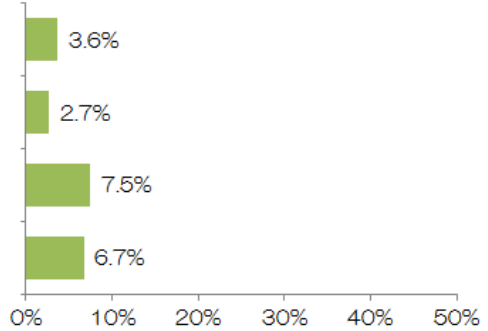
経済的負担が大きい



他人を家に入れることに抵抗がある



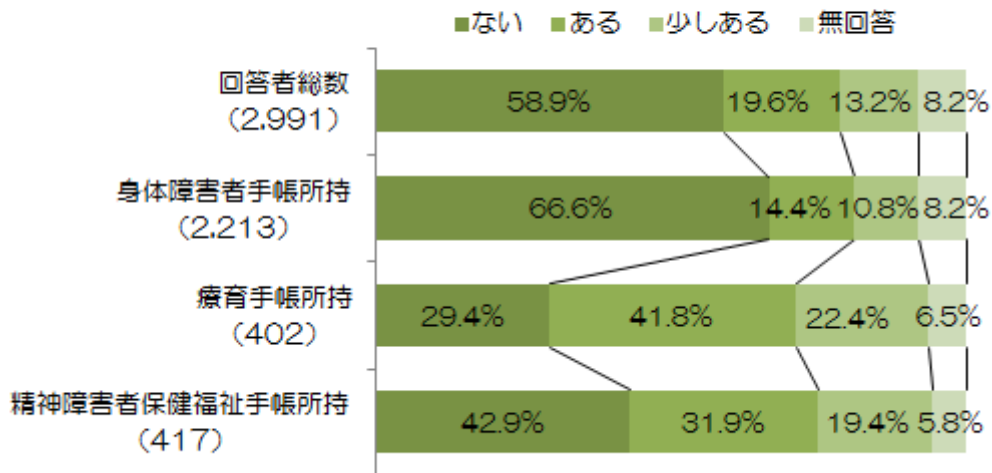
サービスの質に不満がある



(8) 権利擁護等について

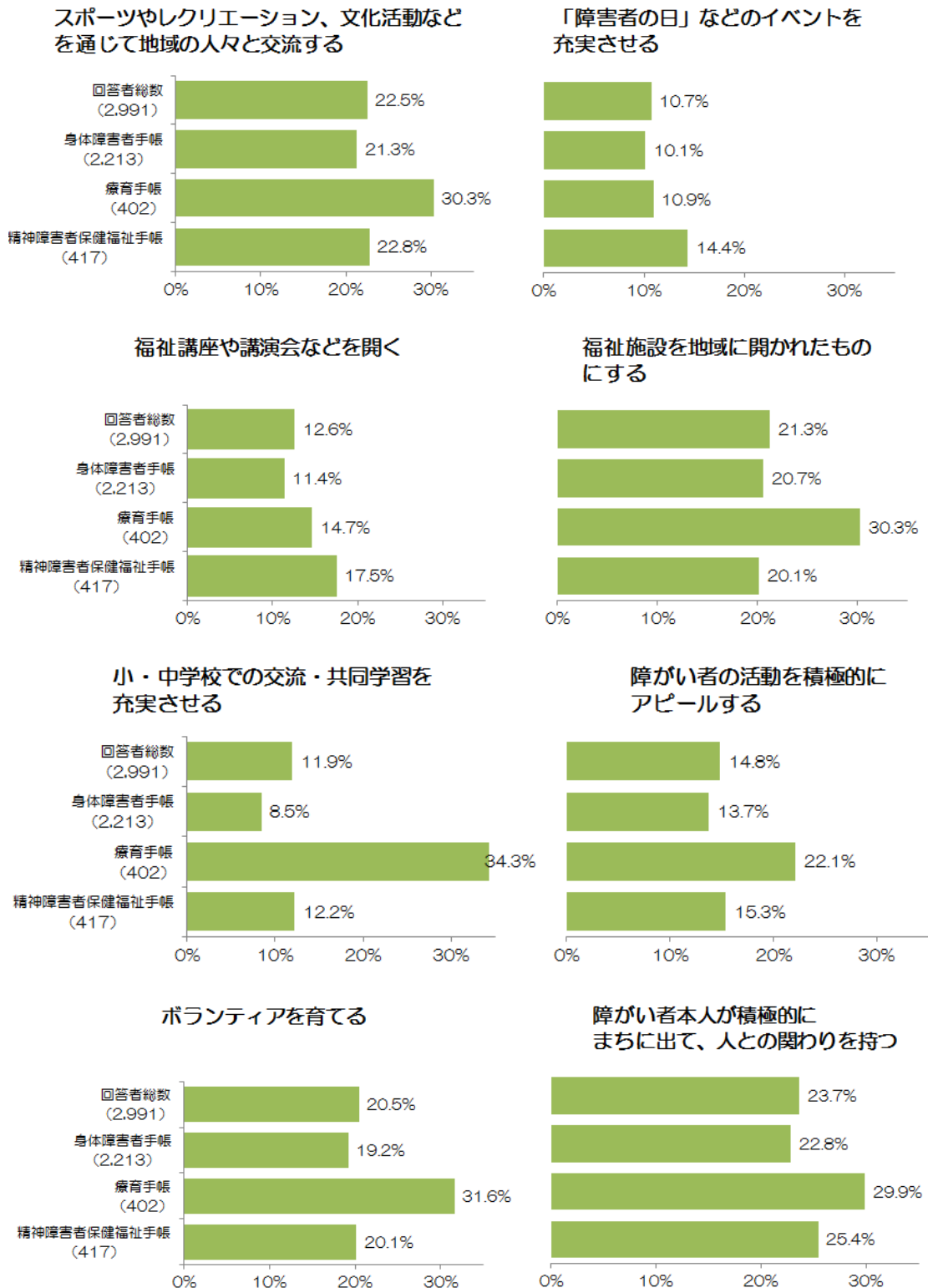
○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが《ある》(「ある」と「少しある」の計)は、身体障がい者が25.2%であるのに対し、知的障がい者が64.2%、精神障がい者が51.3%と倍以上になっており、障がい区分による差がみられます。

<差別された経験>



○障がい者に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことは、知的障がい者で「小・中学校での福祉教育を充実させる」(34.3%)、「福祉施設を地域に開かれたものにする」(30.3%)、「ボランティアを育てる」(31.6%)が他の障がい者より多くなっています。

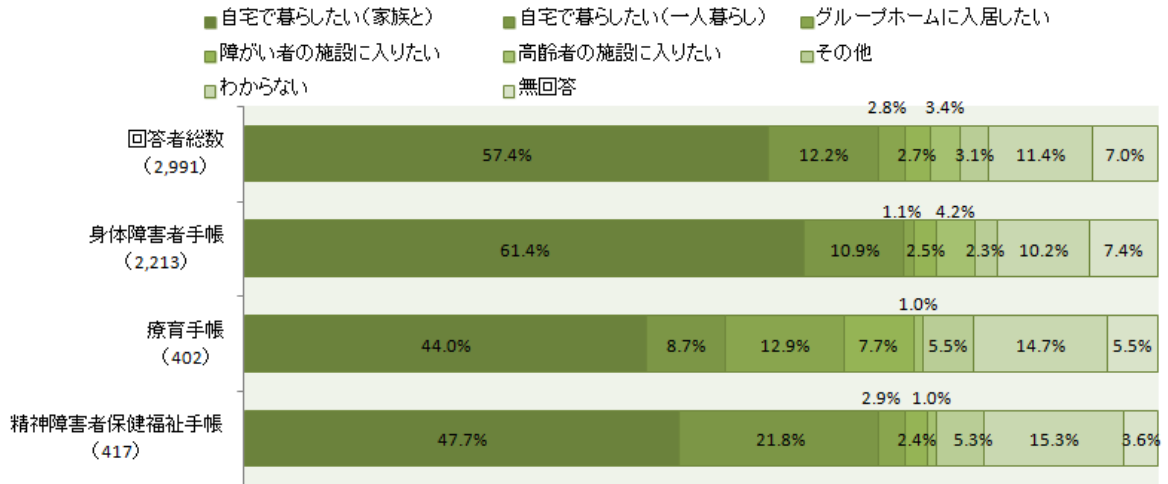
＜障がい者理解を深めるために重要なこと＞



(9) 将来の暮らしについて

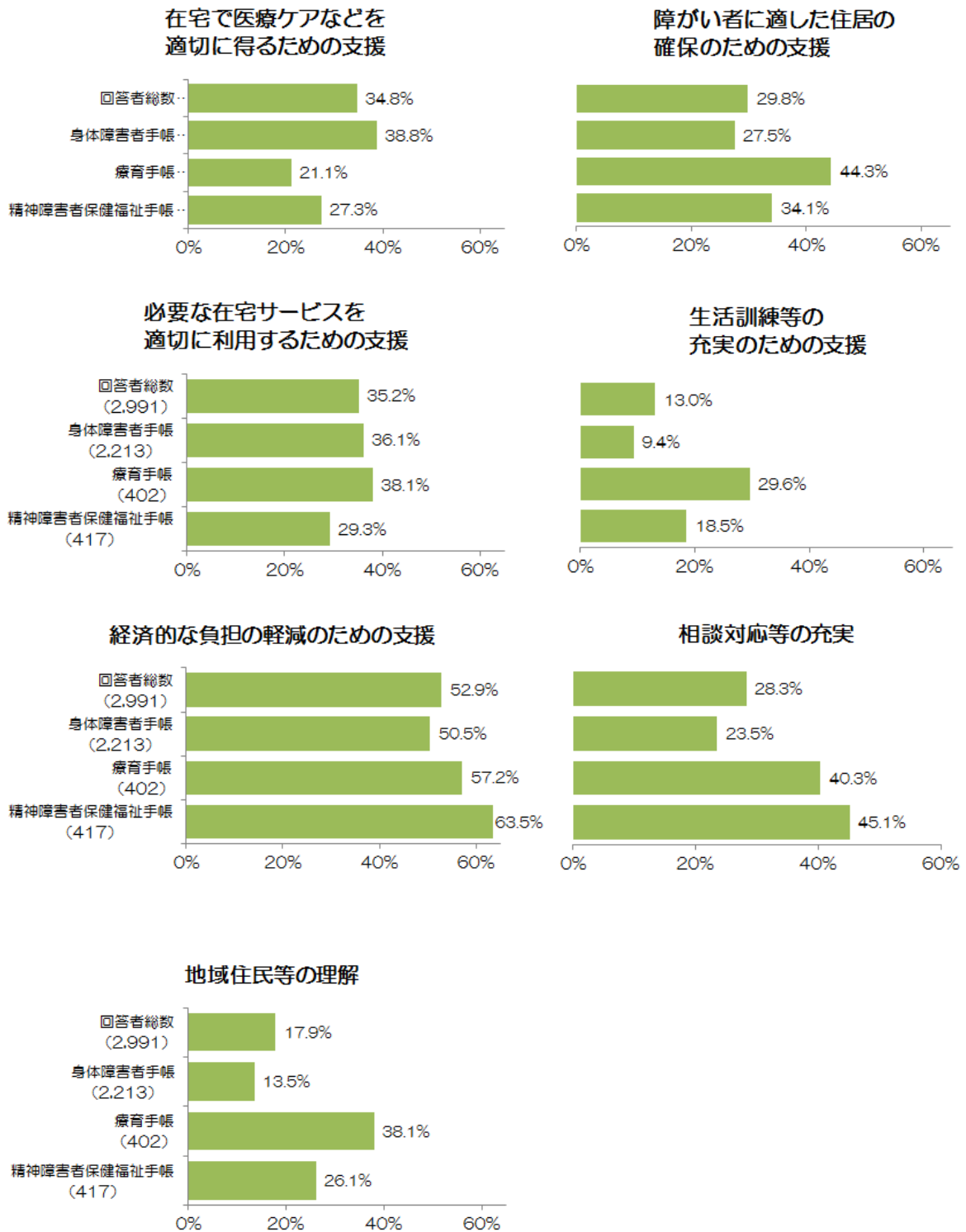
○将来の暮らしの希望では、いずれの障がい区分でも「自宅で暮らしたい（家族と）」が最も多く、特に身体障がいでは61.4%と多くなっています。精神障がいでは「自宅で暮らしたい（一人暮らし）」も21.8%となっています。

<将来の生活場所>



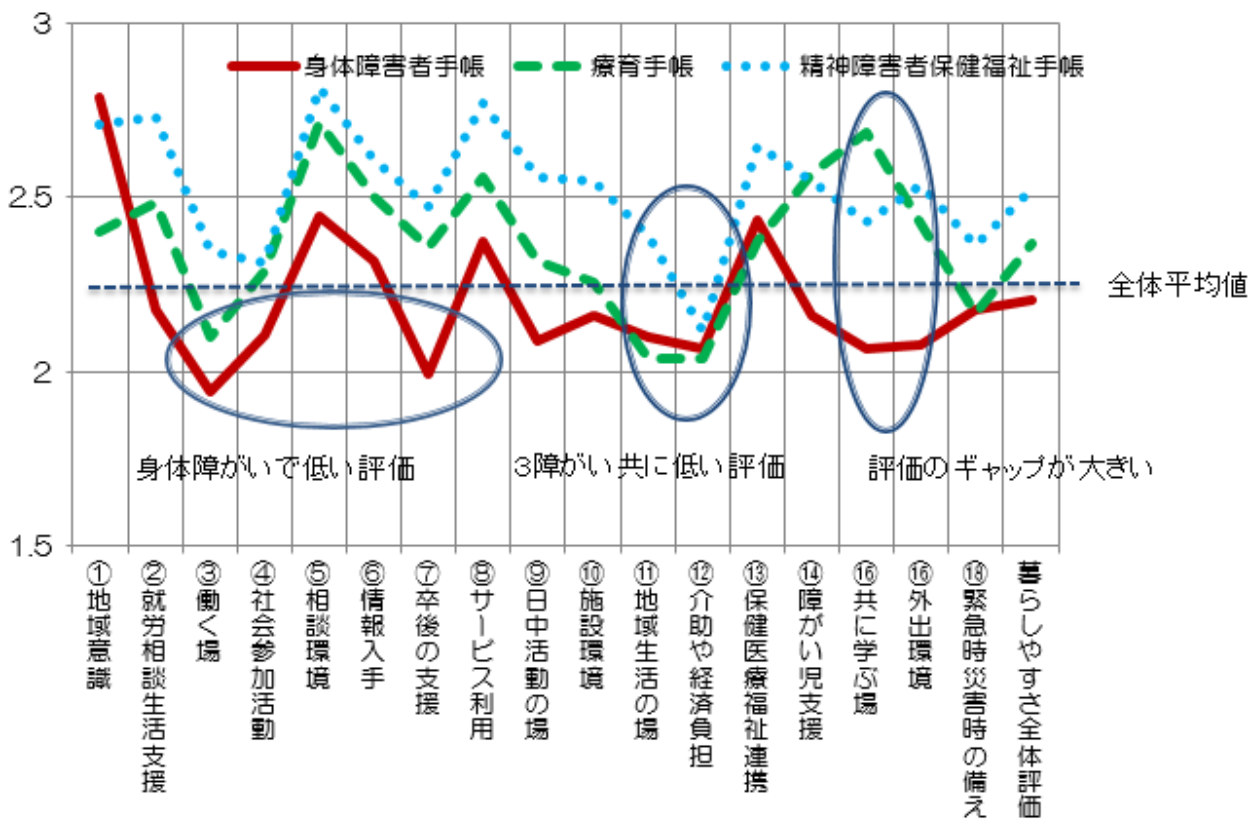
○将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は、いずれの障がい区分でも「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。また、身体障がいでは「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が3割台、知的障がいでは「障がい者に適した住居の確保」と「相談体制の充実」、精神障がいでは「相談体制等の充実」が4割台と多くなっています。

＜地域生活を続けていくために必要なこと＞



(10) 施策の評価

〇市の現在の福祉のまちづくりにおける評価をみると、各障がいともに「⑫介助や経済的負担」についての評価が低く、日中活動の場や施設環境などを含めた活動環境への評価、交通機関等の外出環境の評価が低くなっています。また、身体障がいでは各項目への評価が他に比べて低くなっています。身体障がい、知的障がいでは精神障がいと比べて「③働く場」「⑪地域生活の場」への評価が低くなっています。



3 ヒアリング調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

ヒアリング調査実施概要

調査対象：平成29年7月1日現在三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者 40名

調査期間：平成29年8月28日（月）～10月26日（木）

ヒアリング調査結果のポイント

基本目標 1 自立と社会参加の支援体制づくり	
【課題】	<ul style="list-style-type: none">• 心のバリアフリーの推進• 雇用・就労の促進• スポーツ・文化・芸術活動の推進

- ◆親なき後の社会の受け入れ体制が必要
- ◆障がい者差別のない社会、障がい者が安心して生活できる環境が必要
- ◆公共施設が安心して利用できるよう、障がい者への配慮が必要

基本目標 2 地域生活の支援基盤づくり	
【課題】	<ul style="list-style-type: none">• 福祉施設・サービスの充実• 保健・医療サービスの充実• 障害福祉サービスの推進

- ◆ショートステイ等短期宿泊施設の増設が必要
- ◆安心して生活できるグループホーム等入所施設の充実や増設が必要
- ◆夜間・休日、24時間体制の医療環境と医療費の補助拡大が必要
- ◆申請手続きの簡素化や時間短縮が必要
- ◆移動支援の充実が必要

基本目標 3 教育体制づくり

【課題】

- ・ 障がい児保育・療育・教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

◆ 成人向けの余暇活動の場が必要

基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり

【課題】

- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 防災・防犯対策の推進

- ◆ 障がい者が歩きやすい道の整備や点字ブロックの増設が必要
- ◆ 災害時の避難場所や避難経路の情報提供が必要
- ◆ 障がい者が単独避難した際の服薬等の医療管理が必要
- ◆ 障がい者に配慮した避難所の確保が必要
- ◆ 街灯や交通量が激しい道路にガードレール等、道路の整備が必要
- ◆ すべての公共交通機関で IC カードの導入が必要



4 施策の実施状況

(1) 施策の取り組み状況

前計画期間中（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、主に以下の施策に取り組んできました。

前計画の取り組み①「自立と社会参加の支援体制づくり」

障がい者福祉についての講座を開催することにより啓発活動を行い、障がい者施設からの優先調達推進、更生訓練費の支給等により就労の促進に取り組んできました。また障がい者自発的活動支援事業費補助金制度をはじめました。

- 障がい福祉ガイドブック、三郷市障がい者地域生活支援協議会子ども子育て部会による「子育てガイドブック」の作成とともに、広報紙、パンフレット等により、事業やサービス、施設等の利用についての情報を提供してきました。
- 聴覚障がい者についての理解を促進する講演会、障害者差別解消法についての講演会等により、障がい者福祉に対する市民の理解を深めました。
- 障がい者自発的活動支援事業費補助金制度を開始することにより、障がい者団体やその家族等の自発的活動に対して支援を行いました。（高次脳機能障がい、知的障がい、身体障がい、精神障がい等全て対象）
- 障がい者施設から優先的に物品の調達、役務の発注等、全庁的に取り組みました。
- 更生訓練費の支給により、就労継続 A 型施設を利用する障がい者の働く意欲につなげることができました。
- 就労支援に関しては、障がい者就労支援センターが中心となり、職業相談、就職準備支援、職場開拓、実習の支援等を実施しています。また、企業側の視点に立った雇用に関する支援も実施してきました。
- 誰でもが安心して外出できるよう、支援が必要か外見上からわからない高次脳機能障がい、発達障がいの方にも対応可能な「ヘルプカード」を作成しました。

※ 三郷市障がい者就労支援センター

障がい者福祉施設みさと（就労継続支援 B 型施設ワークセンターしいの木／生活介護施設さつき学園）の「ワークセンターしいの木」内に設置。

前計画の取り組み②「地域生活の支援基盤づくり」

障害福祉サービスや保健福祉サービスがより効果的で、利用しやすいものとなるよう、相談支援体制の強化等に取り組んできました。また、「三郷市こころつながる手話言語条例」を制定し、手話が言語であるという認識のもと、手話について周知を図りました。

- 障がいに関する相談支援を窓口・電話・訪問により実施し、障がい福祉相談支援センターと連携し、処遇困難なケースも効果的に支援を実施しています。また、相談者の家庭環境、背景などに考慮した対応を行っています。
- 介護保険との併用の相談も増えています。介護保険への移行後も安心して生活ができるように、障がい特性に応じたサービス（障害福祉サービス、地域生活支援事業）を進行性難病、高次脳機能障がい、精神障がいのかたなどに提供してきました。
- 障害者差別解消法施行にともない、市全職員に対して、障がいについて理解を促進する研修会をおこなっています。
- 「三郷市こころつながる手話言語条例」を制定し、手話は言語であり、市民が手話に親しんでもらうための公演を開催しました。また手話通訳・要約筆記・磁気ループを設置し、誰でもが気軽に市主催の講演会等に参加できるようになりました。
- 在宅サービス、各種経済的支援、手当、補助を行っています。また、情報保障の観点からは、聴覚・言語障がい者ファックス給付、点字図書給付、手話通訳者等の育成、手話通訳者の派遣、要約筆記者派遣事業を行っています。
- 高次脳機能障がいを含めた各種障がいの相談支援手法等を協議し、情報交換する市内病院相談員を中心とした協議会を開催しています。
- 「三郷市精神地域ネット」への参加により、事例検討、関係機関との協力連携、相談支援体制の振り返りを行い、支援体制の構築に活かしています。

前計画の取り組み③「教育体制づくり」

障がい児保育・療育・教育の充実とともに、生涯学習の充実に取り組んできました。

- 保健医療分野では、発達の遅れ等の二次相談の発達支援相談事業、障がいの早期発見の支援を行う母子保健指導体制の充実を図ってきました。
- 障がい児支援としては、障がい児通所訓練・療育指導、相談、保護者の相談支援等をしいのみ学園、子ども発達支援センター、教育委員会で連携をとりながら実施しています。
- 保育に関しては、障がいのある子ども、ない子どもも共に育つことができるよう統合保育を実施しています。教育面では、就学相談や教育相談による就学、学業、進路等についての相談を実施しています。
- 障がいの内容、種類、特性など、障がい者福祉に関する市民の理解を深めるため、情報提供等周知を行いました。

前計画の取り組み④「安心して暮らせるまちづくり」

公共施設のバリアフリーの推進とともに、防災や災害時の体制強化に取り組んできました。

- 交通機関のバリアフリー化（駅のエスカレーター・多機能トイレ設置）の推進、バス交通網整備、低床バス導入促進についての要望等、事業者との協議を実施し、改善に努めてきました。また、障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロック設置について改修を推進しています。
- 障がい者の住環境の整備として、重度障害者居宅改善設備費用の補助、住宅改修給付事業を行っています。
- 災害時の対策として、聴覚障がい者等への防災意識向上のための普及・啓発事業とともに、聴覚障がい者等からの緊急通報受信、Net119システムの導入、日常生活用具での火災警報器の給付を行っています。

(2) 障害福祉サービスの実施状況

第4期障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（1か月あたり）

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間数	2,206	4,049	4,234	5,071	6,083	79.8%
	人数	219	245	268	321	385	76.3%
生活介護	人数	103	113	90	94	98	120.2%
自立訓練（機能訓練）	人数	0	1	1	2	2	50%
自立訓練（生活訓練）	人数	3	3	3	4	4	75%
就労移行支援	人数	62	59	65	84	109	70.2%
就労継続支援（A型）	人数	41	69	10	11	12	627.2%
就労継続支援（B型）	人数	129	123	121	125	128	98.4%
療養介護	人数	24	24	23	24	24	100%
短期入所（福祉型）	人数	46	47	37	41	49	109.8%
短期入所（医療型）	人数	7	8	3	3	5	266.6%
共同生活援助（グループホーム）	人数	85	99	76	85	95	116.4%
施設入所支援	人数	88	88	104	104	105	84.6%
計画相談支援	人数	445	440	584	632	681	64.6%
地域移行支援	人数	2	3	5	7	10	30.0%
地域定着支援	人数	2	2	5	5	5	40.0%

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
① 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	-	
② 自発的活動支援事業	有無	無	無	有	有	有	-	
③ 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	2	2	50.0%
	基幹型相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	-
	基幹型相談支援センター等相談支援機能強化事業	有無	有	有	無	無	無	-
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	-
④ 成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	-	
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	有	-	
⑥ 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	552	775	431	437	491	177.3%
	手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	-
⑦ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	6	5	7	7	7	71.4%
	自立生活支援用具	給付件数	14	19	40	52	68	36.5%
	在宅療養等支援用具	給付件数	10	7	10	10	10	70.0%
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	25	19	16	16	16	118.8%
	排泄管理支援用具(月間件数)	給付件数	192	184	189	195	201	94.3%
	居宅生活動作補助用具	給付件数	0	1	1	1	1	100.0%
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	修了見込数	12	13	10	10	10	130%	
⑧ 移動支援事業	人数	175	193	175	177	179	107.8%	
⑨ 地域活動支援センター	箇所	3	3	3	3	3	100.0%	
⑩ 訪問入浴サービス	人数	13	15	14	15	15	100.0%	
⑪ 更生訓練費	人数	86	70	-	-	-	-	

5 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

1 自立と社会参加の支援について

- 障がい者差別解消に向けて更なる市民に対して周知を行うことが課題です。特に市内事業所への周知について現時点での取り組み状況を再検討していく必要があります。
- 障がい者に対する差別が起こった際に適切に対応するための「三郷市障がい者差別支援地域協議会」を活用していくための仕組みづくりが必要です。
- 優先調達推進の周知強化と「三郷市障がい者就労施設等優先調達方針」の強化を進める必要があります。とくに、定期的かつ継続的な発注につながる、役務等の開拓等を増やすことが課題です。
- 就労支援について、一人ひとりの希望に応じた就職を実現するために、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークが不可欠です。支援に際しては、病状や障がい特性、家庭環境を理解した上での助言など、単に就労という面に関してだけでなく、多くは生活上の支援の必要性が密接に関わっており、同時進行でさまざまな支援の実施が求められます。そのため、各機関の適切な役割分担、障がい者のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うため更なる連携の充実が必要です。
- 高次脳機能障がいや若年性認知症、難病患者等が必要な介護保険サービスと障害福祉サービスが受けられるように、介護保険担当課との協力体制の確立と情報交換を促進していきます。
- 高次脳機能障がい者等が地域で安心して生活できるよう、「精神障害者を含む地域包括システム」の構築が必要です。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。障がいの有無に限らず、誰もが地域でスポーツを楽しめるよう、「心のバリアフリー」への理解を深めていきます。また開催後においても、パラリンピック競技会だけではなく、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会を周知するとともに、共生社会の実現に向けて一層の取り組みを重ねていく必要があります。
- 「障がい者スポーツ」や「障がい者芸術展」等の催し物の他に、障がい者が参加しやすい市民講座・レクリエーション事業を充実し、障がいのある人もない人も同じステージで参加できる機会を増やしていく必要があります。

2 地域生活の支援基盤について

- 現在、在宅で通所施設等を利用している場合、親等保護者なき後は施設入所という形が多いのが事実です。地域で変わらず暮らしたいという希望に応えられるよう、対応策を検討する必要があります。
- また現在、市内には短期入所を行う場所が少なく、緊急での利用が困難な場合があります。近隣市を含め近距離に対応可能な施設が複数あれば、保護者等の身体的・精神的負担が軽減されます。安心して在宅生活を続けていくためにも、対応施設の確保が課題です。
- 市内に通所施設が複数箇所設置されていますが、設置地域に偏りが出ているという問題があります。今後はどの地域に住んでいても、自立して通所できるために、地域バランスを考慮した設置が課題です。
- 計画相談支援の充実のためには、対応事業所の増加が必要です。また、相談支援事業の充実のために、複数の相談支援センターを設置することを検討する必要があります。
- 高度化、多様化するニーズに適切に対応していくために、高次脳機能障がいの方、難病患者等の相談支援の促進、サービス利用に対する周知、強度行動障がい者の入所施設の開拓について、今後も継続して推進していく必要があります。
- 高次脳機能障がいの方が、安心して地域で生活できるような支援策を検討する必要があります。
- 権利擁護を推進するとともに、障がい者への差別の解消、虐待防止に関する更なる周知、啓発が必要です。虐待への迅速な対応のための体制強化、一時保護施設の確保、障がい者差別解消支援地域協議会の運営による障がい者差別への迅速な対応が課題です。

3 療育支援や教育体制について

- 切れ目のない相談（療育）支援体制（療育→教育→日中活動・就労等）の構築が課題です。障がい児から青年期の障がい、そして壮年期、高齢者となってからも、支援が途切れることのないよう、連携した支援体制を構築していく必要があります。
- 放課後等デイサービスと学校との連携した支援体制の構築が課題です。
- 近年児童通所施設が急増しています。児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインの活用を促し、療育の質を保つ必要があります。
- 近年対象者が増加している発達障がいに対する相談支援や療育の実施、就学後や成人期の支援も課題です。

4 安心して暮らせるまちづくりについて

- バリアフリーをより推進させ、誰もが外出しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 避難時の適応障がい（パニック障がい・対人恐怖等）に対する対応（避難行動中・避難場所において）を検討する必要があります。
- 視覚障がい者への防災意識向上のための普及・啓発事業を行います。

第3章 計画の理念と目標

1 計画の理念

共に生きる、
地域が支える、
共につくる

三郷市ではこれまでも「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基本理念として計画の推進を図ってきました。

障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

市の基本理念は改正された障害者基本法の目的規定にも合致しています。本計画においても、これまでの取り組みを継承しつつさらなる施策展開を目指すことから、この基本理念「共に生きる、地域が支える、共につくる」を継承し、計画の推進を図るものとしします。

共に生きる

障がいのある人が、その個性や生き方に合った主体的に選択できる、自立と社会参加が保障された社会をめざします。

地域が支える

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえ、障がいのある人の主体性と自立性を保障するため、地域の支援基盤の充実にめざします。

共につくる

個人の自立を支えるために、共に助け合い、市民と行政が協働して、「自助、共助、公助」のバランスのとれたサービス提供体制づくりをめざします。

2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

2

地域生活の支援基盤づくり

福祉サービスの質の向上とともに、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、手話が使用しやすい環境づくりなど、地域生活を支える基盤を強化します。

3

障がい児支援の体制づくり

インクルーシブ教育の推進とともに、乳幼児の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築します。

4

安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化を進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組み強化など、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

※インクルーシブ教育

障がいのある・ないに関わらず、共に学ぶことができる教育。人間の多様性を尊重し、障がいのある者が排除されることなく、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導と個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育のこと。

3 施策の体系

基本目標 1：自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題

1 心のバリアフリーの推進	施策の方向
	(1)啓発活動の充実
	(2)交流活動の充実
	(3)ボランティア活動の支援
2 雇用・就労の促進	
	(1)一般就労の促進
	(2)福祉的就労の促進
3 スポーツ・文化・芸術活動の促進	
	(1)スポーツ活動の充実
	(2)文化・芸術活動の充実

基本目標 2：地域生活の支援基盤づくり

主要課題

1 福祉施設・サービスの充実	施策の方向
	(1)相談と情報提供体制の充実
	(2)在宅福祉サービスの充実
	(3)施設福祉サービスの充実
	(4)生活基盤の整備
	(5)経済的支援の充実
	(6)権利擁護の推進
	(7)情報のバリアフリー化
2 保健・医療サービスの充実	
	(1)保健・療養・相談等の支援の充実

基本目標 3：障がい児支援の体制づくり

主要課題

1 障がい児保育・療育・教育の充実	施策の方向
	(1)早期発見・相談体制の充実
	(2)障がい児保育・療育の充実
	(3)教育の充実

基本目標 4：安心して暮らせるまちづくり

主要課題

1 福祉のまちづくりの推進	施策の方向
	(1)バリアフリー化の推進
	(2)障がいのある人のための住宅の整備・充実
	(3)移動の自由の確保
2 防災・防犯対策の推進	
	(1)防災・災害時の対策の推進
	(2)消費者保護と防犯体制の推進

第4章 施策の展開

基本
目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題1 心のバリアフリーの推進

施策の方向(1) 啓発活動の充実

施策名	内容	担当課
1 福祉活動等の啓発 事業	広報紙、パンフレット、福祉ガイドの配布を通じ、障害者手帳をお持ちの方のみならず、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の方々に対し、福祉活動・福祉施設の紹介を行うなど各種活動を啓発・周知します。	障がい福祉課
2 情報提供の充実	障がい福祉に関する制度改正や制度の案内等について、窓口での案内のほか、広報紙、説明会やお知らせの通知、パンフレットの配布、ホームページ等により情報提供します。 また、各種制度利用の入り口となる各種相談窓口の周知に努めます。特にホームページについては随時更新するよう努めます。	障がい福祉課
3 障害者差別解消法 の推進	法の周知を図り、障がい者が地域で生活する上で、差別のない社会を目指します。 また、障がい者差別に対応できるよう、障がい者差別支援地域協議会にて協議を行います。	障がい福祉課
4 人権意識の普及・啓 発	すべての市民に、障がいのある人に対する正しい理解や必要な配慮が浸透するよう啓発活動を行い、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に努めます。	人権・男女共同参画課
5 障がい者福祉につ いての講座の開催	障がい者福祉に対する市民の理解を深めるために、各種の講演や講座の開催を検討します。今後も、三郷市障がい者地域生活支援協議会などと協働して、障がい者に対する理解を深めるため積極的な広報・啓発活動を推進します。	障がい福祉課
6 手話に対する理解 促進と手話の普及	手話に対する理解、手話の普及を促進するために、手話講座等を開催します。	障がい福祉課

施策の方向（２）交流活動の充実

施策名	内 容	担当課
7 障がい者等の交流の場の充実	障がい児・者の日常的交流の場、福祉団体の活動の場として、障がい者交流ルームの充実を図ります。	障がい福祉課
8 障がい福祉の情報発信と交流を図るふれあいの場の実施	「三郷市ふれあい広場」は、障がいのある人もない人も共に支えあう豊かな社会づくりを目指し、年1回、市民の方との交流や障がい福祉への理解と関心を高める取り組みを早稲田公園で開催しています。	社会福祉協議会
9 交流及び共同学習教育の推進	市内に在住する埼玉県立特別支援学校に通う小・中学生が、それぞれ学区となる市内の小学校、中学校での支援籍学習を推進します。また、特別支援学級における適切な交流及び共同学習の推進をはかります。	指導課
10 交流活動の支援	市民が交流できる場として、市民センター、ふれあいパーク、地区文化センター、コミュニティーセンターなどの施設を提供します。	市民活動支援課

施策の方向（３）ボランティア活動の支援

施策名	内 容	担当課
11 ボランティアセンターの運営	ボランティア・市民活動の推進・支援を目的とし、ボランティア活動に関する相談対応、広報・啓発、情報の収集と提供、講座や研修の実施等を行っています。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会
12 児童・生徒ボランティア活動普及事業	児童・生徒を対象として、「彩の国ボランティア体験プログラム」事業を活用したボランティア活動の機会を提供し、ボランティアの普及に努めます。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会
13 福祉協力校及びボランティア推進校の指定	小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、福祉体験や交流、ボランティア学習等を行う学校を福祉協力校（小学校）、ボランティア推進校（中学校）に指定し、授業や行事等を通じて家庭や地域社会へのノーマライゼーション理念の普及と啓発に努めます。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会

主要課題2 雇用・就労の促進

施策の方向（1）一般就労の促進

施策名	内 容	担当課
14 就労情報の提供・相談事業	障がいのある人の就労などの情報や問題について、関係機関との連携を図りながら、情報提供や相談に応じます。	障がい福祉課 商工観光課
15 障がい者雇用促進啓発活動	障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークと協力して、障がい者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を実施します。	商工観光課
16 企業・公共機関等における障がい者雇用の促進	障がいのある人の職業的自立を図るため企業・公共機関等における障がい者雇用を推進します。また、ハローワーク草加での職場適応訓練、職業訓練、試行雇用及び就職後の職場定着指導等についての周知と働きかけを行います。	障がい福祉課 商工観光課
17 就労支援ネットワークの構築	三郷市障がい者就労支援センターを中心に、ハローワーク、就労支援事業所、特別支援学校などを含む学校、市内企業などのネットワークを構築し、情報の共有を推進するとともに、障がい者就労支援センターと市内の就労移行支援事業所などの連携と分担を図ります。	障がい福祉課
18 障がい者就労に関する啓発	広報紙等において三郷市障がい者就労支援センターについて周知を行います。また、「埼玉県東部障がい者ワークフェスタ」への参加を通じ、広く障がい者雇用への理解啓発を図ります。	障がい福祉課
19 就労相談	三郷市就労支援センターでは、電話・来所・訪問などにより、①就労相談 ②就労能力等に関するアセスメント、就労準備 ③職場見学や職場実習の調整 ④求職支援 ⑤就職後の職場定着、職業生活の中で生じる課題に対するフォローアップ ⑥加齢に伴い職業能力が低下した方に対する就労継続支援事業への段階的な移行等について、関係機関と連携を図りながら、相談・支援を行います。	障がい福祉課
20 ステップアップ講座の実施	特別支援学校卒業生など新卒で就労した方を主な対象として、当講座を通じ、基礎的なビジネスマナーを学ぶ機会を提供します。	障がい福祉課

<p>21 事業主への雇用相談支援</p>	<p>雇用経験のない事業主に対して、ハローワークを中心とした関係機関と連携しながら、支援制度に関する情報提供や個々の障がい特性の理解を図るなどの相談支援を行っていきます。</p> <p>また、登録者を雇用している事業主からの職場で生じる様々な職業上の課題に適応し、長く安定して働くことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、電話や訪問を通じ、相談支援を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>22 関係機関との連携</p>	<p>就労移行支援事業所や特別支援学校について、就労する方への十分なアセスメントを行っており、また、本に・保護者等との信頼関係が構築されているため、円滑な引継ぎや利用終了後、卒業後も連携した支援を行えるよう関係を構築していきます。</p> <p>また、就労支援にあたっては、医療機関との連携が不可欠であるため、医療相談室との連絡調整や主治医への同行受診などを行っていきます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

施策の方向（2）福祉的就労の促進

施策名	内容	担当課
<p>23 障がい者施設からの優先調達の推進</p>	<p>優先調達方針に沿って、障がい者施設からの物品調達等について、障がい福祉課のみならず、全庁へ周知を図り、各課より発注を進めています。優先調達をより推進するために、庁内各課への周知を図るとともに、優先的に発注してもらうよう定期的に案内をしています。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>24 更生訓練費の支給</p>	<p>自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型施設を利用している障がいのある人に対し、交通費等の訓練に要した費用を支給します。</p>	<p>障がい福祉課</p>



主要課題3 スポーツ・文化・芸術活動の促進

施策の方向（1）スポーツ活動の充実

施策名	内容	担当課
25 スポーツ大会への参加促進	全国大会以上の参加についてスポーツ推進課と連携して支援し、また、市の事業としてのスポーツ・レクリエーション交流会等についての周知を支援し、参加者の増加を目指します。	障がい福祉課
26 スポーツ・レクリエーション活動の参加・充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため「三郷市障がい者スポーツ・レクリエーション交流会」を実施します。内容の充実を図るとともに、今後も積極的に周知活動を行い、事業を継続していきます。	スポーツ推進課

施策の方向（2）文化・芸術活動の充実

施策名	内容	担当課
27 文化財・市史に関する講座の開催	障がいのある人も対象として、歴史講座等を開催します。	生涯学習課
28 「ふれあい作品展」の開催	高齢者及び障がいのある人が創作した作品の展示を行うことにより、創作意欲や生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域住民の福祉に対する意識を高めることを目的に開催します。	社会福祉協議会
29 「市民文化祭」・「体験教室」等の開催	障がいのある人も対象として、文化・芸術の発表の場を提供するとともに、教室や講座を開きます。	市民活動支援課
30 生涯学習の推進	障がいのある人を含めた市民のさまざまな学習意欲に応えるため、各種講座や学級などの学習事業の充実を図ります。	生涯学習課



主要課題 1 福祉施設・サービスの充実

施策の方向 (1) 相談と情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
31 相談支援事業	<p>窓口・電話・訪問などにより、市民から高齢者、障がい者などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。また、相談支援センターと連携を取りながら、相談者のニーズに合わせた情報提供やサービスの実施を図ります。</p> <p>障害者手帳に該当しない発達障がい者・難病患者、介護保険利用者等についても相談体制の充実を図り、関係機関との連携のもとにサービス利用につないでいきます。</p>	障がい福祉課
32 障害者手帳の活用の促進	<p>障害者手帳を取得することで障がいのある方がより多くの事業を利用できるようになるため、障害者手帳の取得と活用を促進します。利用可能な事業については手帳取得時の説明に加え、ホームページでも周知・説明を行います。</p>	障がい福祉課
33 精神保健福祉相談・訪問指導事業	<p>精神障がいのある人の早期治療と社会復帰のため、福祉職、保健師、保健所・相談支援事業所職員がお互いに連携しながら相談・訪問を行います。</p> <p>今後も福祉職、保健師、保健所、相談支援事業所等の関係機関がお互いに連携しながら相談・訪問を行うとともに、発達障がい、高次脳機能障がいについても相談体制を充実していきます。</p>	障がい福祉課
34 難病患者等の相談窓口の充実	<p>制度の変更や利用可能なサービスへの相談に適切に対応できるよう、今後も保健師、ケースワーカー、保健所などとの連携のもとに、難病患者等に対する相談支援の充実を図っていきます。</p>	障がい福祉課
35 高次脳機能障がい者に対する支援システムの構築	<p>高次脳機能障がいについて、理解が広まるよう、また地域の中で安心して生活できるよう支援システムの構築を目指します。</p>	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
36 精神障がい者を含む地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域で自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。	障がい福祉課
37 職員の障がいへの理解	福祉サービスの向上を図るため、職員研修などの充実を図り、障がい福祉の相談を受ける場合の基礎知識や福祉サービスの内容の習得に努めます。 平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、市には、合理的配慮を行うことが義務づけられました。身体障がい者、知的障がい者、発達障がいを含む精神障がい者や高次脳機能障がいなど様々な障がい者に対する理解を深めることができるよう、人事課とも協力し、研修を行います。	人事課 障がい福祉課
38 ふくし総合相談窓口	平成22年4月から、福祉分野を中心とした市民からの相談に対して福祉サービスの案内や総合調整を行う窓口を設置しています。相談の内容に応じて、福祉部関係各課や地域包括支援センター、相談支援事業所と連携を取りながら相談に対応しています。今後も相談内容に応じて関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。	ふくし総合支援課
39 生活困窮者自立支援事業	平成27年4月から事業を実施しています。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行います。	ふくし総合支援課
40 広報音読CD「声のたより」配布事業	視覚障がい者に対し、広報みさと・議会だより・社協だより等の社会生活に必要な情報等を収録したCDの配布を行うことにより、視覚障がい者の福祉増進を図ることを目的として実施します。また、利用者と音訳ボランティアとの交流会を実施していきます。	社会福祉協議会
41 障がい福祉相談支援センターの充実	計画相談支援の充実のため、対応事業所の増加に努めるとともに、市域のバランスを考慮した相談支援センターの設置を検討します。	障がい福祉課



施策の方向（2）在宅福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
42 障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービス、地域支援事業について、ニーズの把握と適切な提供体制の確保、質の向上に努めます。	障がい福祉課
43 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）	日常生活を営むのに支障がある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう援助します。	社会福祉協議会
44 地域活動支援センターの充実	より多くの障がい者が気軽に通えるよう、地域活動支援センターの適切な運営実現を進めます。	障がい福祉課
45 在宅心身障がい児者の介護者支援の充実	障がい児・者の保護者等の休息や疾病、冠婚葬祭等の理由で障がい児・者を介護することができない場合の支援の充実を図ります。 また、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、短期入所等に対する補助を行います。	障がい福祉課
46 補装具の交付・修理	身体障がい児・者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業等を容易にするため、補装具の給付・交付及び修理を行います。	障がい福祉課
47 福祉機器の貸し出し	障がい児・者に対して、一時的に使用するための車イスを無料で貸し出します。	障がい福祉課
48 配食サービス	食事の支度が困難な障がい者に対して、配食サービスを実施します。	障がい福祉課
49 訪問理美容サービス事業	重度身体障がい者の家庭に訪問して、理美容サービスを行います。	障がい福祉課



施策の方向（3）施設福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
50 通所施設の確保	身体障がい者を受け入れる通所施設開設が要望されていることから、関係団体にその設置についての依頼を進め、設置しやすい環境整備を進めるよう研究していきます。また、重症心身障がい児者が通所できる施設を増やすため、各事業所へ資格取得の研修について周知を行います。	障がい福祉課
51 短期入所施設の確保	市内外の各種事業者と協議の上、短期入所の必要性・重要度を共有し、事業の実施、展開を働きかけます。また、緊急時に利用できる施設の確保のため、施設との連携を強化していきます。	障がい福祉課
52 通所施設職員への支援	三郷市障がい者地域生活支援協議会と協力し、市内通所施設に勤務する職員対象に研修会等によるスキルアップや職員同士のつながりの場を提供していきます。	障がい福祉課

施策の方向（4）生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
53 グループホームへの支援	ある程度の自活能力があり数人での生活を営むことができる知的障がい者や精神障がいのある人を対象として、地域社会における自立を支援するために設置されているグループホームに対して運営補助を行います。	障がい福祉課
54 グループホームの設置促進	都市計画・開発担当課との協議、情報共有により、可能な限り市内にグループホームを設置しやすくするべく環境整備に努めていきます。 また、国や県からの設置に関する有益な情報等を迅速に関係機関・団体に提供します。	障がい福祉課



施策の方向（5）経済的支援の充実

施策名	内 容	担当課
55 各種手当の支給	<p>療育支援や重度の障がい支援として、各種手当を支給します。国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら、円滑な運用をしていきます。</p> <p>【特別児童扶養手当】 知的又は身体に障がいがある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している方に対し、支給しています。</p> <p>【 障害児福祉手当 】 20 歳未満の在宅重度障がい者に対して、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るために手当てを支給しています。</p> <p>【 在宅重度心身障害者手当 】 市内に住んでいる重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図る目的で障がい者本人に手当を支給しています。</p> <p>【 特別障害者手当 】 20 歳以上で、日常生活において、常時特別な介護を要する、在宅の重度障がい者に対し手当を支給しています。</p>	障がい福祉課
	<p>【 児童扶養手当 】 父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいがあって子どもを育てている方に対し、手当てを支給します。</p>	子ども支援課
56 自立支援医療費 （精神通院医療・更生医療・育成医療）	指定の医療機関で医療を受けた場合、原則医療費の 1 割が自己負担となります。	障がい福祉課
57 重度心身障害者医療費の助成	心身障がい児・者の一部が、医療を受ける際の医療保険の自己負担分（家族療養付加金を除く）を助成します。	障がい福祉課
58 ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭や父子家庭、又は親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭又は父（母）に一定の障がいがある家庭の方に対し、医療を受ける際の保険診療の自己負担分（高額療養費・付加給付金を除く）を助成します。	子ども支援課
59 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課
60 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成制度	在宅の重度障がい者の社会参加の促進や日常生活援助のために、福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費のどちらか一方を支給します。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
61 心身障害者扶養共済制度	障がい者の保護者が死亡又は重度の障がいの状態になった場合、その障がい者が年金を受け、生活の安定および将来に対する保護者の不安を軽減する制度です。	障がい福祉課
62 有料道路における障害者割引制度	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び障がい者と同一世帯の方に対して、有料道路の割引をします。	障がい福祉課
63 重度障害者居宅改善設備費の補助	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児・者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
64 自動車改造費の補助	運転免許証を所持している障がい者が、運転を容易にするために自動車を改造する場合、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
65 運転免許取得費用の補助	障がい者が、普通自動車免許を取得する場合、取得費用の一部を補助します。	障がい福祉課
66 民営バス運賃の割引	障がい者等が民営バスを利用する場合、運賃の割引を継続して行うよう事業者に要請します。	交通防犯課

施策の方向（6）権利擁護の推進

施策名	内 容	担当課
67 成年後見人制度利用支援事業	身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長申立てによる成年後見人の選任と、必要に応じて成年後見人に対する活動報酬の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。	障がい福祉課
68 虐待の早期発見と防止の取り組みの推進	各種の機関と連携を図りながら、市民などへの普及・啓発活動を推進するとともに、早期発見・早期対応を図ります。24時間365日対応可能な「障がい者虐待通報・緊急相談事業」について、広く市民などに周知する取り組みを推進します。	障がい福祉課
69 虐待防止体制の強化	障がい者虐待の防止や、養護者による虐待を受けた障がい者の保護および養護者に対する支援を行うために、警察、消防署、相談支援センター等、市内の各関係機関と連携し、協力体制の強化を進めます。	障がい福祉課

施策の方向（7）情報のバリアフリー化

施策名	内 容	担当課
70 点字図書等給付事業	視覚障がい者に対して点字図書の給付をすることにより、視覚障がい者の点字図書による情報の入手を容易にするようにしています。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、当事者にとって利用しやすい機器、制度となるよう改めて内容を検討していきます。	障がい福祉課
71 手話通訳者等の育成	市民の方に対して手話講座を開催します。また、登録手話通訳者に対して研修を開催し、手話通訳者のレベルアップを図り、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
72 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	聴覚障がい者に対して手話通訳者を、聴覚又は音声・言語機能障がい者に対して要約筆記者を、日常生活上必要となる場面に派遣します。要約筆記者は社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施しています。	障がい福祉課
73 難聴者・聞こえに不安のある方への支援	市が主催するイベントや講演会等において、聴覚障がい者だけではなく、難聴者等にも講演内容が分かるような配慮（要約筆記・ヒアリンググループの設置）に努めます。また、難聴者・中途失聴者向けの手話講座を開催し、交流の場を作ります。	障がい福祉課
74 聴覚障がい者への情報保障	聞こえに不安のある方を含めた聴覚障がい者に対して、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の情報を伝える手段の充実を図ります。	障がい福祉課
75 読書環境の整備	障がい者があるなどによりそのままでは活字を読むことが難しい方への図書館の読書環境の整備・充実と、障がいのある方への図書館資料の充実と周知に努めます。 視覚障がいの方へ録音図書（DAISY）、点字図書、大活字本などの貸出や対面朗読を実施しています。	日本一の読書のまち推進課
76 重度身体障がい者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や事故の緊急事態に陥ったときに、ペンダント式の発信機により連絡が取れるようにしています。装置は利用者宅に設置し、緊急通報の受信装置は消防本部に設置しています。	障がい福祉課

主要課題2 保健・医療サービスの充実

施策の方向(1) 保健・療養・相談等の支援の充実

施策名	内 容	担当課
77 介護保険との連携の強化	<p>高齢期の障がい者は増加傾向にあるため、介護保険への移行、介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携しサービス調整に努めます。</p> <p>また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中等による高次脳機能障がいに対しても、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め、関連する他部署と連携し、本人や家族に対する相談体制・支援体制の一層の強化、整備・充実を図ります。</p>	障がい福祉課
78 健康診査事業	<p>生活習慣病の早期発見や適切な指導を行うため、特定健康診査をはじめとした各種健康診査および各種がん検診を実施します。</p> <p>受診しやすい環境づくりの一環として、受診可能な医療機関の拡大、土日実施医療機関の拡大、集団健診日におけるレディースデイの設置、血管年齢測定の実施等を行っています。また、乳がん検診は41歳（年度年齢）、子宮頸がん検診は、21歳（年度年齢）のかたに無料クーポン券を配布します。</p> <p>市民が各種健診・がん検診を受診し、自らの健康づくりの一環として健（検）診を役立てていけるよう、受診率の向上を図ります。</p>	健康推進課
79 子育て支援ステーション事業	<p>平成30年度4月から事業を開始予定です。安心して妊娠、出産、育児をすることができ、子どものすこやかな成長発達を促すため、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子の心身のケアや育児サポートに関する様々なニーズに対し、総合的支援を提供するワンストップ拠点機能を整備します。また、医療・福祉・地域と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。</p>	子ども支援課 すこやか課 健康推進課



主要課題 1 障がい児保育・療育・教育の充実

施策の方向（1）早期発見・相談体制の充実

施策名	内 容	担当課
80 母子健康診査事業	<p>妊産婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見及び、健康の保持・増進と健全育成を図るため、母子の健康診査（妊婦健康診査・乳幼児健康診査）や保健指導による育児支援を行います。健診案内の漏れのないよう、転入者チェックを毎月1回実施し、受診へつながるようにしています。</p> <p>今後も受診率の向上や精度管理に努めます。また、健診医により「要受診」と判定された方が医療機関等へ受診行動が図れるよう、引き続き電話やハガキによる受診勧奨を行っていきます。子育てに困りを持つ親子を把握し、育児に孤立しないよう支援していきます。</p>	健康推進課
81 発達ふれあい相談事業	<p>発達の遅れ等の二次相談事業（小児科専門医の相談、作業療法士や心理士による専門相談、保健師による保健指導）を実施します。発育や発達の経過観察者については、発達ふれあい相談、医療機関や療育機関の連携等、継続的な相談システムづくりができています。</p> <p>今後も、関係機関と連携を図りながら、発育や発達に関する相談の質的向上と総合的な支援を続けていきます。</p>	健康推進課
82 母子保健指導体制の充実	<p>妊産婦と乳幼児の疾病などの予防や、障がいの早期発見の支援として、保健師・栄養士による訪問指導、電話相談、来所相談を行います。今後も、養育上の支援が必要な家庭には早期にかかわりがもてるよう取り組んでいき、保健的支援、保健指導体制の充実を目指します。</p>	健康推進課
83 母子保健推進チーム会議の開催	<p>妊産婦と乳幼児の疾病などの予防や、健康管理に関する相談に十分対応できるよう、母子保健推進チーム会議を開催しています。今後も、母子保健計画の評価及び見直しや、母子保健の情報交換、個々の母子保健のサービス調整に関することを協議していきます。</p>	健康推進課

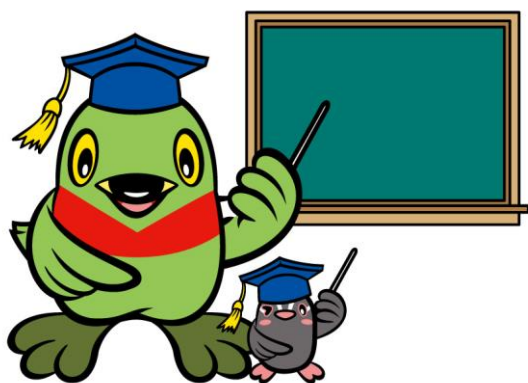
施策の方向（２）障がい児保育・療育の充実

施策名	内 容	担当課
84 就学前通所機能訓練	しいのみ学園で障がい児の通所訓練、療育指導及び保護者への相談支援を行い、子どもの発達と障がいについての正しい理解を図ります。	子ども支援課
85 子ども発達支援センター	<p>子どもの発達に関する相談及び療育指導、保護者の相談支援を行います。療育指導については、しいのみ学園と連携を取りながら行っています。また、保健師、心理士、言語聴覚士などの専門職を増員し、療育指導や相談体制の充実や、保育所や幼稚園への訪問・連携の強化に取り組んでいます。</p> <p>発達に心配のある保護者の方が相談しやすく、より適切に対応できるよう、専門職の確保を図ります。また、子どもの発達を総合的に支援できるよう、関係機関の連携をより充実するように努めます。</p>	子ども支援課
86 統合保育の推進	障がいのある子どもとない子どもが、共に育つことができるよう、公立6保育所で統合保育を実施しています。	すこやか課
87 児童通所サービス	<p>児童発達支援は未就学児に対して、療育の場を提供します。</p> <p>放課後等デイサービスは学校就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場と生活能力向上のための訓練等を提供します。</p>	障がい福祉課



施策の方向（3）教育の充実

施策名	内 容	担当課
88 就学相談	発達支援センターやしいのみ学園、幼稚園、保育所等との連携をはかり、就学に向けてより適した就学先の決定ができるよう支援を進めます。 また、就学相談がしやすい相談体制を整え、定期的な就学支援委員会を開催します。	指導課
89 教育相談	小・中学生及びその保護者を対象に、学校生活や子育て、発達に関する相談等を行っています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、より相談しやすい体制を整えられるよう努めます。	指導課
90 福祉体験学習事業	小・中学校における、総合的な学習の時間を中心に、より体験的な学習を行い、福祉についての理解を深めるよう推進します。	指導課
91 通級指導教室の整備・充実	通常学級で学習している難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がい等、特別な支援が必要な子どもが通える通級指導教室の充実を目指します。	指導課
92 特別支援教育の充実	市内小・中学生、未就学児のニーズに合わせ、特別支援学級の増設、新設を進め、学区の学校で特別支援教育が受けられる環境を整えます。 通常学級に在籍する支援が必要な小・中学生に対しても、適切な対応ができるよう、関係機関との連携をはかり、今後も特別支援教育を推進していきます。	指導課



主要課題 1 福祉のまちづくりの推進

施策の方向（1）バリアフリー化の推進

施策名	内 容	担当課
93 バリアフリーについての啓発事業	埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発を図るとともに、市民の意識や情報の提供などに生じる障壁を取り除き、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めていきます。	障がい福祉課
94 歩道段差解消事業の推進	障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設などの改修を進めていきます。	都市デザイン課・道路河川課
95 公園施設の整備	障がいのある人が快適かつ安全に公園を利用できるよう、トイレの改修、多機能トイレの設置などの整備を進めていきます。	みどり公園課
96 公共施設改修の整備	既存の公共施設については、障がいのある人も利用しやすいよう、オストメイト対応の多機能トイレを設置するなど改善に努めています。また、新たに公共施設を建設する際には、バリアフリーの観点から整備を進めていきます。	みどり公園課
97 放置自転車対策事業	障がい者を含めた歩行者の通行の妨げとなる自転車の放置防止のため、啓発活動を進めるとともに、「放置禁止区域内」の放置自転車などの整理を進めます。	交通防犯課

施策の方向（2）障がいのある人のための住宅の整備・充実

施策名	内 容	担当課
98 重度障害者居宅改善設備費用の補助（再掲 56）	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児・者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
99 住宅改修給付事業	在宅の重度の身体障がい児・者に対し、現在、居住する住宅の設備改善をするための助成をします。下肢又は体幹機能障がい等の障がい児・者の程度が3級以上の方が対象となります。	障がい福祉課

施策の方向（3）移動の自由の確保

施策名	内 容	担当課
100 交通機関バリアフリー化の推進	障がい者等が安心して利用できる駅とするため、多機能トイレやエスカレーターの設置、ホームドアや内方線付点状ブロック等の設置を要望していきます。	都市デザイン課
101 バス交通網の整備	障がい者等の交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、事業者にはバス交通網の整備・改善を要請します。	交通防犯課
102 低床バスの導入促進	安心して利用できるバスとするため、低床バスやリフト付バスの導入をバス事業者には要請します。	交通防犯課



主要課題2 防災・防犯対策の推進

施策の方向(1) 防災・災害時の対策の推進

施策名	内 容	担当課
103 聴覚障がい者等からの緊急通報受信	聴覚や言語等に障がいのある人が火災や救急等の緊急時に通報できるようにしています。平成 25 年度からは、これまでのファクシミリの他、ウェブ緊急通報システムの運用を開始しています。	消防本部指令課
104 防災計画の推進	障がいのある人の災害時の安全を確保するため、「三郷市地域防災計画」に基づき、避難場所の確保などに努めます。指定をする避難場所への避難にとらわれることなく、災害種別ごとの身の安全を確保するための避難行動について、障がい者対応の担当部署及び関係機関へ助言します。	危機管理防災課
105 防災マニュアルの作成支援	緊急時に、障がいのある人などの災害時要配慮者への支援や救助が円滑に行われるよう、支援母体等への防災マニュアル等の作成支援を行います。支援母体となる関係機関や団体との連携を含め、市マニュアルとの整合が図られるよう障がい者担当部署を通じて支援します。	危機管理防災課
106 障がい者向け洪水ハザードマップの作成	現在作成されている洪水ハザードマップについて、視覚障がい者へ対応したマップ作りに努めます。ニーズや作成手法など、障がい者の担当部署や関係機関からの助言を求め作成します。	危機管理防災課
107 障がい者の防災訓練への参加促進	災害時に、障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加を促進します。地域の防災訓練等、身近な訓練への参加が促進されるよう、自主防災組織への働きかけを進めます。	危機管理防災課
108 災害時避難行動要支援者支援体制の整備	市の避難行動要支援者支援制度を基に、自主防災会や町会、自治会などを中心とした自主的な防災活動を促進し、緊急時における障がいのある人の避難支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 ふくし総合支援課 長寿いきがい課 危機管理防災課
109 防災意識の普及・啓発	防災訓練や各種パンフレットを通じて、防災意識の向上に努めます。各種イベントや地域での講演など、啓発を行います。	危機管理防災課
110 救急医療情報キットの配布	かかりつけ医療機関、持病その他救急医療時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布することにより、安全と安心の確保を図ります。	障がい福祉課

施策の方向（２）消費者保護と防犯体制の推進

施策名	内 容	担当課
111 消費生活相談の実施	複雑・多様化する消費者取引や、悪質商法によるトラブルなど、消費生活に関することでの困りごとに対し、市消費生活センターで消費生活相談員が相談に対応しています。電話での相談もできます。	広聴室
112 防犯に関する啓発等	注意喚起のキャンペーンを展開するとともに、パンフレット等による防犯に関する情報を広く市民に周知し、防犯ステーションにあっては地域住民の協力により、パトロール強化を進めます。	交通防犯課
113 消費生活に関する出前講座	消費生活センターでは、消費者の自立支援・消費者被害の防止等のため、市内の町会、自治会、学校、福祉施設、市民団体等へ、講師を無料で派遣する消費生活に関する「出前講座」を実施しています。講座のテーマは開催希望者側で設定できます。	広聴室



第5章 障害福祉サービスの推進（第5期障がい福祉計画対象事業）

1 障害福祉サービスの見込み量と確保策

（1）訪問系サービス

＜サービスの概要＞

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、行動する際の必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

＜現状の推移＞

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	2,365	時間	2,206	時間	4,049
	181	人	219	人	245	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	4,533	時間	4,987	時間	5,485
	291	人	321	人	354	人

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域で生活が継続できるように、サービスに対する情報提供の充実に努めます。また事業者の参入を促進するとともに質の向上も働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	生活介護	1,349	人日分	1,826	人日分	2,186
79		人	103	人	113	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	生活介護	2,383	人日分	2,621	人日分	2,883
138		人	152	人	168	人

【見込み量の確保に向けて】

事業者などと連携を図りながら、活動の場を確保するとともに、障がい特性に応じた支援の提供に努めます。

② 自立訓練

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	自立訓練（機能訓練）	63	人日分	0	人日分	4
	1	人	0	人	1	人
自立訓練（生活訓練）	48	人日分	30	人日分	36	人日分
	3	人	3	人	3	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	自立訓練（機能訓練）	4	人日分	5	人日分	6
	3	人	4	人	5	人
自立訓練（生活訓練）	20	人日分	21	人日分	24	人日分
	5	人	6	人	7	人

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

③ 就労移行支援・就労継続支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	就労移行支援	824	人日分	560	人日分	637
	51	人	62	人	59	人
就労継続支援(A型)	322	人日分	428	人日分	760	人日分
	17	人	41	人	69	人
就労継続支援(B型)	2,108	人日分	2,049	人日分	1,734	人日分
	104	人	129	人	123	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	就労移行支援	649	人日分	714	人日分	785
	65	人	72	人	80	人
就労継続支援(A型)	999	人日分	1,099	人日分	1,209	人日分
	83	人	92	人	102	人
就労継続支援(B型)	2,520	人日分	2,772	人日分	3,050	人日分
	149	人	164	人	181	人

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人の就労に向けて、事業者などと連携を図りながら、就労支援事業所の整備を図ります。

④ 就労定着支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労定着支援 (平成30年創設)	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての必要となる支援を行います。

【見込み量】

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	10 人	12 人	15 人

【見込み量の確保に向けて】

企業や関係機関等と連携を図りながら、就労定着に向けた支援を行います。

⑤ 療養介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
療養介護	24 人	24 人	24 人

【見込み量】

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	31 人	35 人	39 人

【見込み量の確保に向けて】

病院や事業者などとサービス利用について連携していきます。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

< サービスの概要 >

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		種類	平成 27 年度		平成 28 年度	
	338	人日分		短期入所 （福祉型）	191	人日分	184
短期入所 （ショートステイ）	41	人	短期入所 （医療型）	46	人	47	人
				9	人日分	9	人日分
				7	人	8	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
短期入所（福祉型）	809	人日分	890	人日分	1,053	人日分
	60	人	66	人	73	人
短期入所（医療型）	33	人日分	36	人日分	39	人日分
	10	人	11	人	13	人

【見込み量の確保に向けて】

既存施設などと協議して、ショートステイの実施、展開を働きかけます。

(3) 居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立生活援助 (平成30年創設)	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活介護 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

< 現状の推移 >

種類	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	共同生活援助	82	人	85	人	99
施設入所支援	89	人	88	人	88	人

【見込み量】

種類	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	自立生活援助	1	人	1	人	1
共同生活援助	121	人	134	人	148	人
施設入所支援	107	人	118	人	130	人

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業所などにグループホームの設置を働きかけるなど施設を増やすことを検討します。

(4) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
計画相談支援	382	人	445	人	440	人
地域移行支援	3	人	2	人	3	人
地域定着支援	2	人	2	人	2	人

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
計画相談支援	897	人	988	人	1,088	人
地域移行支援	4	人	5	人	6	人
地域定着支援	3	人	4	人	5	人

【見込み量の確保に向けて】

全ての計画相談支援対象者が適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援事業所の整備を進めるとともに、施設入所者または精神科病院に入院している障がい者の地域移行について、地域での協力等の連絡体制を確保していきます。

(5) 児童発達支援

(第5期障がい児福祉計画対象事業)

< サービスの概要 >

サービス名	内容
【障害児通所支援】 児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。
【障害児通所支援】 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
【障害児通所支援】 放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。
【障害児通所支援】 保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
【障害児通所支援】 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置をします。

< 現状の推移 >

種類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	人	151	人	151	人	311
	人日分	30	人日分	30	人日分	57
医療型児童発達支援	人	0	人	0	人	0
	人日分	0	人日分	0	人日分	0
放課後等デイサービス	人	1,500	人	1,500	人	1,310
	人日分	163	人日分	163	人日分	166
保育所等訪問支援	人	0	人	0	人	0
	人日分	0	人日分	0	人日分	0
障害児相談支援	人	74	人	74	人	111

【見込み量】

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
児童発達支援	655	人日分	851	人日分	1,107	人日分
	128	人	167	人	218	人
医療型児童発達支援	5	人日分	5	人日分	10	人日分
	1	人	1	人	2	人
放課後等デイサービス	2,668	人日分	3,471	人日分	4,510	人日分
	319	人	415	人	540	人
保育所等訪問支援	4	人日分	6	人日分	8	人日分
	2	人	3	人	4	人
居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	5	人日分	5	人日分
	0	人	1	人	1	人
障害児相談支援	200	人	230	人	260	人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	人	1	人	1	人

【見込み量の確保に向けて】

重症心身障がい児か通所可能な児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数の増加に向けて、既存の事業所に受け入れについて協力を働きかける等をしていきます。

2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

「聴覚障がい理解促進セミナー」を始めとした、障がいの内容・特性等を知るイベント、講演会等を継続して行い、地域住民の理解を深めるとともに、障がいのある人、ない人が等しく共生し、参加できる社会の実現を図ります。

また、ヘルプカード、ハートプラスマークの普及を図りながら、障がいの特性や必要な配慮等に関する理解を促進していきます。

② 自発的活動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

高次機能障がい者・心身障害児者等の家族会、当事者団体の活動を支援するために「三郷市障がい者自発的活動支援事業補助金」制度を継続していきます。

③ 相談支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	2	2
基幹相談支援センター	有無	無	有	有
基幹相談支援センター等相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	有	有

【見込み量の確保に向けて】

市民一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人数	28	30	32

【見込み量の確保に向けて】

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	有	有

【見込み量の確保に向けて】

地域の実態把握に努め、法人後見に関する検討会、研修等を実施しながら、後見業務を適正に行える法人の確保に向けて体制強化を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	852	937	1,030
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

今後も継続して手話通訳士等を障がい福祉課に配置し、派遣事業の推進を図っていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	7	7	7
自立生活支援用具	給付件数	20	25	30
在宅療養等支援用具	給付件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	19	19	19
排泄管理支援用具(月間件数)	給付件数	2,250	2,300	2,350
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1	2	2

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、より利用の推進を図るため周知に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込人数	10	10	10

【見込み量の確保に向けて】

手話表現技術の習得を促進し、聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援の充実に努めます。又、奉仕員からステップアップし、通訳者になる講習課程を設定するなど、意思疎通支援事業全体の底上げ、充実を一体的に行います。

⑨ 移動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人数	203	209	215
	時間数	23,628	24,336	25,066

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいを持って生活できるよう、移動支援の充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<p>< 基礎的事業 > 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>< 機能強化事業 > センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業(市内)	箇所	3	3	3
	人数	80	82	84
地域活動支援センター事業(市外)	箇所	4	4	4
	人数	21	22	23

【見込み量の確保に向けて】

より多くの障がい者が気軽に通えるよう、また健全な運営のため運営費などの助成を行います。

⑪ 訪問入浴サービス

< 事業の概要 >

事業名	内容
訪問入浴サービス (任意事業)	家庭での入浴が困難な重度心身障がい児者に巡回入浴サービスを実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	人数	15	16	17

【見込み量の確保に向けて】

引き続き重度の障がいのある人の福祉の向上と介護者の負担の軽減を図るためにサービスを実施します。

⑫ 更生訓練費

< 事業の概要 >

事業名	内容
更生訓練費 (任意事業)	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型施設を利用している障がいのある人に対し、交通費等の訓練に要した費用を支給します。

【見込み量の確保に向けて】

事業所とも協力し、対象者に対して制度の周知、申請・請求の手続きについて支援を行います。

【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費	人数	81	90	100

3 平成32年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の平成32年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点 の入所者数	【目標値】 地域生活移行者数	【目標値】 地域生活への移行割合
84人	3人	3.6%

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までの協議会設置予定	
設置予定の有無	有

(3) 地域生活支援拠点当の整備

平成32年度末までの地域生活支援拠点の整備	
設置予定の有無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 28 年度 一般就労移行者数	【目標値】 平成 3 2 年度一般就労移行者数	【目標値】 一般就労移行の増加割合
18 人	27 人	50.0%

平成 28 年度末時点 の就労移行支援事業 利用者数	【目標値】 平成 3 2 年度末時点 の就労移行支援事業 利用者数	【目標値】 就労移行支援事業 利用者の増加割合	【目標値】 平成 3 2 年度末時点 の就労移行率 3 割以 上の就労移行支援事 業所の割合
44 人	53 人	20.5%	100%

就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率	
【目標値】 平成 31 年度	【目標値】 平成 32 年度
80%	80%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援セ ンターの設置数	保育所等訪問支 援の体制構築	重症心身障害児 を支援する児童 発達支援事業所 の設置数	重症心身障害児 を支援する放課 後等デイサービ ス事業所の設置 数	医療的ケア児が 適切な支援を受 けられるための 関係機関の協議 の場の設置
【目標値】 平成 32 年度末	【目標値】 平成 32 年度末	【目標値】 平成 32 年度末	【目標値】 平成 32 年度末	【目標値】 平成 32 年度末
1	有	1	1	1

平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

平成29年12月作成 ※数値は埼玉県が算出して各市町村に示したもの。

1年以上入院患者数（65歳未満）	1年以上入院患者数（65歳以上）
45（人）	58人

地域移行のために必要な基盤整備の対象者 （65歳未満）		地域移行のために必要な基盤整備の対象者 （65歳以上）	
【目標値】32年度	12.1（人分）	【目標値】32年度	11.5（人分）

1. 退院先

	65歳未満（人）	65歳以上（人）
家族と同居	3.2	2.0
単身生活	1.92	0.7
共同生活援助（GH）	3.8	0.6
宿泊型自立訓練施設	2.0	0.1
高齢者施設等	1.2	8.1
合計	12.1	11.5

2. 退院者の障害福祉サービス等の必要な量の見込み量

居宅介護	30.8（時間/月）
重度訪問介護	0
同行援護	0
行動援護	0
重度障害者等包括支援	0
生活介護	17.2（人日分/月）
自立訓練（生活訓練）	46.2（人日分/月）
就労移行支援	8.6（人日分/月）
就労継続支援（A型）	17.4（人日分/月）
就労継続支援（B型）	82.5（人日分/月）
短期入所	2.6（日/月）
自立生活援助	0.4（人）
共同生活援助	4.4（人）
計画相談支援	12.1（人）
地域移行支援	1.4（人）
地域定着支援	1.4（人）

※退院者の障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、1. 退院先、国から示されている「精神障害者における障害福祉サービス等利用者割合」及び「精神病床における1年以上長期入院患者の障害支援区分・要介護度の割合」を参考とし、埼玉県が示した数式に三郷市の数を当てはめて出したものです。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

また「三郷市障がい者地域生活支援協議会」とも連携を図っていきます。

■三郷市障がい者地域生活支援協議会の活動■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「協議会」が位置づけられています。

市においては、「三郷市障がい者地域生活支援協議会」として設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、市内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。また、協議会の中には、「権利擁護部会」「子育て支援専門部会」「精神専門部会」「日中活動部会」「相談支援部会」の各専門部会が設けられています。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

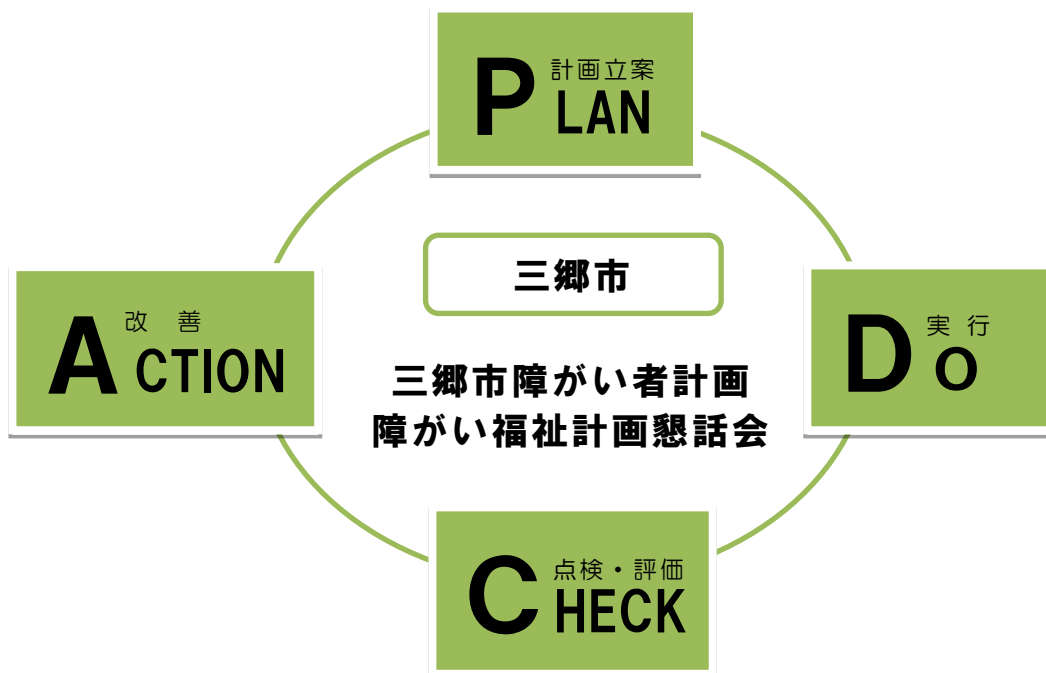
社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障がい福祉施策も例外ではありません。今後見込まれる障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、関連するサービス全体を検証していきます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。市においては、庁内における進捗把握とともに、三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



資料編

1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会会員名簿

※◎は会長、○は副会長

区分	氏名	選出団体	所属団体等
第1号 (3名) 障がい福祉関係団体を代表する者	○中村 由美	三郷市障害(児)者連絡協議会	NPO 法人コンパスの会
	濱舘 テツエ	三郷市障害(児)者連絡協議会	とがさき手をつなぐ親の会
	磯辺 直美	三郷市障害(児)者連絡協議会	障害児特定相談支援事業所ふおーきっず
第2号 (2名) 福祉サービスを提供する事業者	小野寺 晃子		合同会社みなみ ホットケア みなみ
	山崎 悦子		日科ミクロン株式会社
第3号 (1名) 障がい者を雇用する事業所	永島 学		介護老人保健施設 三郷ケアセンター
第4号 (1名) 教育関係者	羽山 史明	埼玉県立三郷特別支援学校	埼玉県立三郷特別支援学校 学校長
第5号 (1名) 医療関係者	森野 一英	三郷市医師会	医療法人社団稲仁会 早稲田医院 理事長
第6号 (2名) 公募による市民	五十嵐 早由美	一般公募	三郷市民
	平野 清代美	一般公募	三郷市民
第7号 (1名) ボランティア	岩下 弘子	(社福)三郷市社会福祉協議会	音訳ボランティアこだま
第8号 (1名) 学識経験者	◎ 保科 寧子	埼玉県立大学	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科

(敬称略)

2 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿

氏名	所属
青木 成夫	さつき内科
伊部 忠之	草加公共職業安定所
萩 進	社会福祉法人 川の郷福祉会
加藤 久子	民生委員・児童委員
羽山 史明	埼玉県立三郷特別支援学校
信田 貴久夫	三郷市商工会
金澤 雅己	株式会社 イノベーティブ
兒玉 正浩	三郷市就労支援センター
長島 喜一	障がい福祉相談支援センターパティオ
高橋 均	社会福祉法人三郷市社会福祉協議会
加藤 楓	ひだクリニック
増田 道夫	三郷市福祉部長

(敬称略)

3 庁内検討組織

検討委員会名簿（平成29年度）

職名等	氏名	備考
企画調整課長	大村 和男	
健康推進課長	原山 千恵	
副部長兼 ふくし総合支援課長	森 泰子	副委員長
参事兼 生活ふくし課長	小暮 勲	
長寿いきがい課長	峰川 修一	
障がい福祉課長	横田 隆宏	委員長
子ども支援課長	大村 歌子	
副部長兼 すこやか課長	田口 洋一	
副部長兼 交通防犯課長	羽ヶ崎 司	
危機管理防災課長	中井 哲	
参事兼指導課長	肥沼 武史	

作業部会名簿（平成29年度）

所属	職名	氏名
企画調整課	企画調整係 係長	杉山 量平
健康推進課	地域保健係 係長	岡田 美奈子
生活ふくし課	支援1係 社会福祉主事	津波 さとみ
長寿いきがい課	課長補佐	吉井 馨
子ども支援課	子ども発達支援センター センター長	千代田 真紀
すこやか課	課長補佐	土井 円
ふくし総合支援課	総合相談係 係長	五十嵐 順
障がい福祉課	障がい福祉係 係長	河野 広美

4 策定経過

年月日	会議名等	内容
平成 29 年 5 月 12 日	第 1 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) 会員の自己紹介及び事務局紹介 2) 会長・副会長の選出 3) 今後のスケジュールについて 4) その他
平成 29 年 7 月 4 日	第 2 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) アンケート調査について 2) その他
平成 29 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 8 月 25 日	「三郷市障がい者福祉に関する実態調査」の実施	
平成 29 年 8 月 28 日～ 平成 29 年 10 月 26 日	ヒアリング調査の実施	
平成 29 年 10 月 23 日	第 3 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) アンケート調査の結果報告 2) 計画書骨子案検討等について
平成 29 年 12 月 2 日	第 4 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) 計画素案検討等 2) 今後の予定
平成 29 年 11 月 28 日 ～ 平成 29 年 12 月 27 日	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 1 月 30 日	第 5 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) パブリックコメントの結果について

5 市内の心身障がい児（者）のための施設一覧

■障がい者相談支援	グループホームはまなす
三郷市障がい者就労支援センター	ケアホームひまわり
048-953-1521	048-952-1163
■就労移行支援	ケアホームたんぽぽ(短期入所も併設)
就労移行支援事業所ラ・ポルタ	048-954-8736
048-950-7315	ケアホームひなぎく
カルディアみさと	048-957-5877
048-949-6605	グループホームサンハウス
■地域活動支援センター(Ⅰ型)	080-4164-4235
パティオ	ホームあゆみ
048-950-7311	048-953-2188
■地域活動支援センター(Ⅲ型)	有限会社ケイエス産業
フレンズ	048-956-1568
048-958-7730	■児童発達支援センター
憩いの場オアシス	三郷市児童発達支援センター
048-940-1290	048-952-0066
■就労継続支援 A 型	■放課後等デイサービス
ブルースカイ三郷	放課後等デイサービスふおーきっず
048-934-5408	048-934-5952
インスピリット	さとっこ
048-959-9597	048-954-8508
■就労継続支援 B 型	レイア
レモンカンパニー	048-934-5651
048-958-0018	あさがお
ワークセンターしいの木	048-969-4482
048-953-4789	縁むすび
コンパス	048-950-8633
048-958-2555	アルク純誠会みさと
■就労継続支援 B 型・生活介護	048-950-2772
みどりの風	パレット
048-911-1159	048-969-4485
■生活介護	通所施設ベルテール 三郷戸ヶ崎園
みどりの風(風のうた)	048-956-5977
048-952-7086	縁むすび 虹
光座	048-951-7241
048-958-7047	スマートキッズプラス三郷
さつき学園	048-969-4391
048-953-3699	スマートキッズプラス三郷第二
障害者の生活・作業施設 ひまわりの家	048-950-8401
048-952-7806	NPO 法人ほっと Time
■共同生活援助(グループホーム)	048-958-5368
社会福祉法人川の郷福祉会(代表)	おもちゃ箱みさと
048-958-0018	048-951-3295
ひだまり	運動遊びと療育支援こどもプラス三郷中央教室
さくらホーム	048-954-6026
すみれ	スマートキッズジュニア三郷
みらい	048-950-8791

■児童発達支援
縁むすび
048-950-8633
アルク純誠会みさと
048-950-2772
通所施設ベルテール 三郷戸ヶ崎園
048-956-5977
縁むすび 虹
048-951-7241
アルクキッズ
048-949-7526
NPO 法人ほっと Time
048-958-5368
おもちゃ箱みさと
048-951-3295
運動遊びと療育支援こどもプラス三郷中央教室
048-954-6026
■保育所等訪問支援
三郷市児童発達支援センター
048-930-7794
■指定一般相談支援事業所
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ
048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス
048-954-7925
■指定特定相談支援事業所
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ
048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス
048-954-7925
サポートセンター みどりの風
048-959-9492
さとっこ相談室
048-954-8508
相談支援事業所ふおーきっず
048-934-5952
縁むすび相談室・縁むすび虹(障がい児のみ)
048-950-8633
■障がい者支援
三郷市わらべ会
048-952-6014
三郷市戸ヶ崎手をつなぐ親の会
048-952-4892
サポートネット ほっとピア
048-959-3112
青いそら
048-957-9600
地域で共に生きる ナノ
048-956-2224

游(ゆう)
048-958-9700
三郷市聴覚障害者の会
さくら草
埼玉県立三郷特別支援学校
048-952-1205
三郷市社会福祉協議会
048-953-4191
三郷市福祉部障がい福祉課
048-930-7778
三郷市子ども発達支援センター
048-930-7794



三郷市障がい者計画

第5期三郷市障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

発行	: 平成30年(2018年)3月
企画・編集	: 埼玉県 三郷市
住所	: 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1
電話	: (048) 953-1111 (代表)
FAX	: (048) 953-7785
ホームページ	: http://www.city.misato.lg.jp/